

仙台市自殺対策計画

～誰も自死に追い込まれることのない仙台の実現～

平成 31(2019)年度▶平成 35(2023)年度

平成 31 年 3 月
仙 台 市

はじめに



我が国において、自死で亡くなられた方が初めて3万人を超えたのは平成10（1998）年のことでした。国や地方自治体が、このことを社会的問題として認識し、必要な取組みを進めたことで、平成29（2017）年にはその数は21,321人まで減少しました。しかし、他の先進国と比較としても自殺死亡率が高い水準にあることなど、自死抑制に向けた対策の更なる充実が求められています。

こうしたことから、このたび本市におきましても、平成28（2016）年に改正された自殺対策基本法に基づき、地域の実情に応じた総合的な自殺対策を推進するため、外部有識者で構成される仙台市自殺対策連絡協議会の皆さまからのご意見をいただきながら、「仙台市自殺対策計画」を策定いたしました。

この計画では、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、本市の目指すべき姿として、「誰も自死に追い込まれることのない仙台の実現」を基本理念に掲げることといたしました。あわせて、この基本理念の実現に向け、実効性のある計画とするため、計画期間中の自殺死亡率減少に関する具体的な数値目標についてもお示しをしたところです。

計画の実施にあたりましては、市民の皆さまや地域、学校、関係機関・団体との連携をより一層強めながら、全市をあげて対策に取り組んでまいります。

結びに、計画の策定にあたり、貴重なご提言をいただきました、仙台市自殺対策連絡協議会の委員の皆さまをはじめ、ご意見をお寄せいただいた市民の皆さま及び関係者の皆さまに心から御礼を申し上げますとともに、計画の推進につきまして、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年3月

仙 台 市 長

郡 和子

目 次

第1章 総論

(1) 計画策定の背景と目的	• • •	1
(2) 本計画の期間	• • •	1
(3) 計画目標	• • •	2

第2章 自死をめぐる現状分析

(1) 本市における自殺者数と自殺死亡率の推移	• • •	4
(2) 属性の観点から見た自死等の傾向	• • •	5
① 年代別の傾向	• • •	5
② 職業別の傾向	• • •	9
③ 自殺未遂歴と取り巻く環境について	• • •	11
④ 東日本大震災の被災者について留意すべき動向	• • •	12
(3) 本市の主な特徴	• • •	13

第3章 基本的な考え方

(1) 基本認識	• • •	14
(2) 基本理念	• • •	15
(3) 基本方針	• • •	16
① 4つの取組みの方向性	• • •	16
② 4つの重点対象	• • •	17

第4章 基本方針に沿った取組みの視点

(1) 4つの方向性ごとの主な取組み	• • •	18
【方向性1】 一人ひとりの気づきと見守りの推進	• • •	18
【方向性2】 人材の確保と育成	• • •	19
【方向性3】 対象に応じた支援	• • •	20
【方向性4】 自殺対策に関するネットワークの構築	• • •	21
(2) 4つの重点対象に対する取組み	• • •	22
【重点対象1】 若年者	• • •	22
【重点対象2】 勤労者	• • •	25
【重点対象3】 自殺未遂者等ハイリスク者	• • •	27
【重点対象4】 被災者	• • •	29

第5章 対策を推進するための具体的な取組み

【方向性1】 一人ひとりの気づきと見守りの推進に関する取組み	・・・	32
【方向性2】 人材の確保と育成に関する取組み	・・・	37
【方向性3】 対象に応じた支援に関する取組み	・・・	42
【方向性4】 自殺対策に関するネットワークの構築に関する取組み	・・・	51

第6章 対策を推進する体制

(1) 自殺対策の評価・検証	・・・	54
(2) 推進体制	・・・	54

資料編

本計画の策定経過	・・・	55
市民意見募集の概要	・・・	56
仙台市自殺対策連絡協議会委員名簿	・・・	57
仙台市自殺対策連絡協議会設置要綱	・・・	58
仙台市自殺総合対策庁内連絡会議設置要綱	・・・	60

第1章 総論

(1) 計画策定の背景と目的

我が国における年間の自殺者数は、平成10（1998）年に初めて3万人を超えた後も高止まりの状況が続いていました。国はこれを社会的問題として捉え、平成18（2006）年に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）を制定するとともに、翌年の平成19（2007）年には自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）を策定し、自殺予防対策の推進に努めました。

この結果、平成22（2010）年以降、自殺者数は減少してきましたが、20歳未満の自殺死亡率¹が平成10（1998）年以降概ね横ばい傾向で推移していることに加え、20代、30代における死因の第1位が自死であること、我が国の自殺死亡率が他の先進諸国と比較して高い水準にあり、年間自殺者数も2万人超であることなど、非常事態はいまだ続いていると言えます。

この現状を踏まえ、平成28（2016）年に基本法が改正され、すべての地方自治体に自殺対策計画の策定が義務づけられました。平成29（2017）年には大綱が見直され、自殺死亡率を平成38（2026）年までに平成27（2015）年比で30%以上低下させることが、国の目標として定めされました。

また、新たな大綱では、当面の重点施策として、社会全体の自殺リスクを低下させること、子ども・若者や勤務問題に係る自殺対策をさらに推進すること、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることなどが掲げられています。

大綱を踏まえると、自殺対策を検討するにあたっては、自死の原因を個人的問題として捉えるのではなく、自死に追い込む様々な要因の解消・解決を図るという視点に立つことが重要であり、その上で、現に追い込まれている人々がそれ以上追い込まれることのないよう、関係機関との連携の下、安心できる生活を取り戻すための取組みを進める必要があると考えられます。

本市においては、このような認識の下、自死の現状分析や課題整理を行い、大綱や宮城県自死対策計画を踏まえながら、仙台市自殺対策計画（以下「本計画」という。）を策定することとします。

なお、本市では、自死遺族への配慮として、法律名や法律等の中で用いられる用語、統計用語等を除き、「自殺」に代えて「自死」の言葉を使用します。

(2) 本計画の期間

平成29（2017）年に見直しが行われた大綱は、概ね5年を目途に見直しを行うこととされています。その内容を踏まえて本計画についても見直しを行うことが望ましいと考えられることから、計画期間を、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間とします。なお、国や宮城県の動向、社会情勢の変化などを考慮して、必要に応じて本計画の見直しを検討することとします。

¹ 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

(3) 計画目標

大綱の目標に呼応し、自殺死亡率を平成 38 (2026) 年までに、平成 27 (2015) 年比で 30%以上低下させることを目指します。

その達成に向けて、本計画の最終年である平成 35(2023)年の自殺死亡率を平成 27(2015) 年比で、22%以上低下させることを本計画の目標とします。

平成 27 (2015) 年 自殺死亡率 (自殺者数)	△22%	平成 35 (2023) 年 自殺死亡率 (自殺者数)
17.6 (185 人)		13.7 (144 人 ²)

² 平成 27 年 4 月 1 日時点の本市の住民基本台帳人口を基に算出した参考値

第2章　自死をめぐる現状分析

本市における自死の現状については、「地域における自殺の基礎資料」、「警察庁自殺統計原票データ」、「地域自殺実態プロファイル」等を用いて、分析を行いました。

① 地域における自殺の基礎資料

地域における自殺の実態に基づいた対策が講じられるよう、厚生労働省が毎年作成するもので、警察庁から提供されるデータ（警察庁自殺統計原票データ）の年間集計に基づき、全国・都道府県別・市区町村別に再集計した内容となっています。情報の内容は、年齢、性別、職業、場所、手段、遺書等から把握された原因・動機、自殺未遂歴の有無となっています。

職業は「自営業・家族従業者」、「被雇用者・勤め人」、「無職」、「不詳」の4つに区分され、「無職」は未就学児童、小学生、中学生、高校生、大学生、専修学校生等を含む「学生・生徒等」と、主婦、失業者、利子・配当・家賃等生活者、年金・雇用保険等生活者、浮浪者、その他の無職者を含む「無職者」の2つに分類されています。

原因・動機は、親子関係の不和、夫婦関係の不和などを含む「家庭問題」、病気の悩み（身体の病気）、病気の悩み・影響（うつ病）などを含む「健康問題」、事業不振、失業などを含む「経済・生活問題」、仕事の失敗、職場の人間関係などを含む「勤務問題」、結婚をめぐる悩み、失恋などを含む「男女問題」、入試に関する悩み、その他進路に関する悩みなどを含む「学校問題」、犯罪発覚等、犯罪被害などを含む「その他」、原因・動機が明確に把握できない場合の「不詳」の8つの区分があります。

② 警察庁自殺統計原票データ

警察官が検視等を通じて把握した自殺者について、その実態を明らかにしたもので、警察機関による保護活動を推進するほか、関係行政機関等による自殺防止のための諸施策の促進に資することを目的に作成するものです。

③ 地域自殺実態プロファイル

国の自殺総合対策推進センターが、平成24年から平成28年までの5年間のデータ（住民基本台帳に基づく人口、国勢調査、人口動態統計、地域における自殺の基礎資料）を用いて、性別や年代別等の項目ごとに自殺者数を集計した資料です。

なお、本計画では、次のとおり定義します。

- ・「若年者」…39歳以下の者
- ・「労働者」…「地域における自殺の基礎資料」における「自営業・家族従業者」と「被雇用者・勤め人」を合せた者
- ・「学生・生徒等」…「地域における自殺の基礎資料」における「学生・生徒等」に該当する者
- ・「無職者」…「地域における自殺の基礎資料」における「無職者」に該当する者

(1) 本市における自殺者数と自殺死亡率の推移

概要

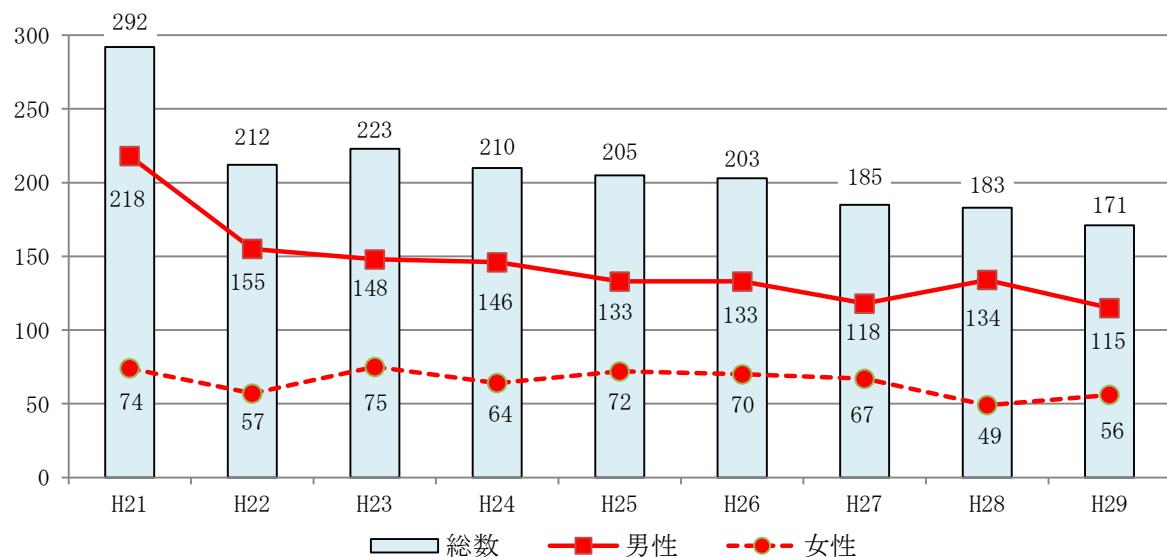
○自殺者数

- 平成 21 年の 292 人から減少し、平成 29 年は 171 人となった。男性は女性の 2 ~ 3 倍で推移している（図 2-1）。

○自殺死亡率

- 平成 21 年の 29.0 から低下し、平成 29 年は 16.2 となった（表 2-1）。

本市における年間自殺者数（総数、男女別）の推移（図 2-1）



（出典：地域における自殺の基礎資料）

自殺死亡率の推移（表 2-1）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国	25.6	24.7	24.1	21.8	21.1	19.6	18.6	16.9	16.5
宮城県 （仙台市除く）	26.9	27.8	27.1	22.8	21.9	23.6	19.4	20.3	19.1
指定都市全体 （仙台市除く）	24.3	24.3	23.4	21.3	19.8	18.6	17.6	15.8	15.6
仙台市	29.0	21.0	22.0	20.6	19.7	19.3	17.6	17.3	16.2

（出典：地域における自殺の基礎資料）

(2) 属性の観点から見た自死等の傾向

① 年代別の傾向

○39歳以下（若年者）について

- ・平成21年～平成29年の自殺者数の合計は718人で、自殺者数全体に占める構成割合（38.1%）は全国や宮城県（本市を除く）、指定都市全体（本市を除く）と比較して大きい（表2-2、図2-2）。
- ・平成29年の自殺死亡率は平成21年から約7ポイント低下した（図2-3）。
- ・平成24年～平成28年のデータを用いた「地域自殺実態プロファイル」では、本市の20歳以上の若年者の自殺死亡率（25.5）は、全国の中央値³（18.7）より高い。
- ・原因・動機は、40歳～59歳では健康問題と経済・生活問題が、60歳以上では健康問題が主なものであるのに比べ、若年者では、健康問題、経済・生活問題、勤務問題、家庭問題、男女問題、学校問題など多岐に渡る（図2-4）。
- ・若年者について、職業の有無から原因・動機をみると、勤労者では勤務問題、学生・生徒等では学校問題、無職者では健康問題が多い（図2-5）。

○40歳～59歳について

- ・平成21年～平成29年の自殺者数の合計は673人で、自殺者数全体に占める構成割合（35.7%）は全国や宮城県（本市を除く）、指定都市全体（本市を除く）と比較して同程度である（表2-2、図2-2）。
- ・平成29年の自殺死亡率は平成21年から約20ポイント低下した（図2-3）。
- ・原因・動機は、健康問題と経済・生活問題で約6割を占め、家庭問題と勤務問題で約3割を占める（図2-4）。

○60歳以上について

- ・平成21年～平成29年の自殺者数の合計は493人で、自殺者数全体に占める構成割合（26.2%）は全国や宮城県（本市を除く）、指定都市全体（本市を除く）と比較して小さい（表2-2、図2-2）。
- ・平成29年の自殺死亡率は平成21年から約16ポイント低下した（図2-3）。
- ・原因・動機は、健康問題が半数以上を占め、家庭問題と経済・生活問題で約3割を占める（図2-4）。

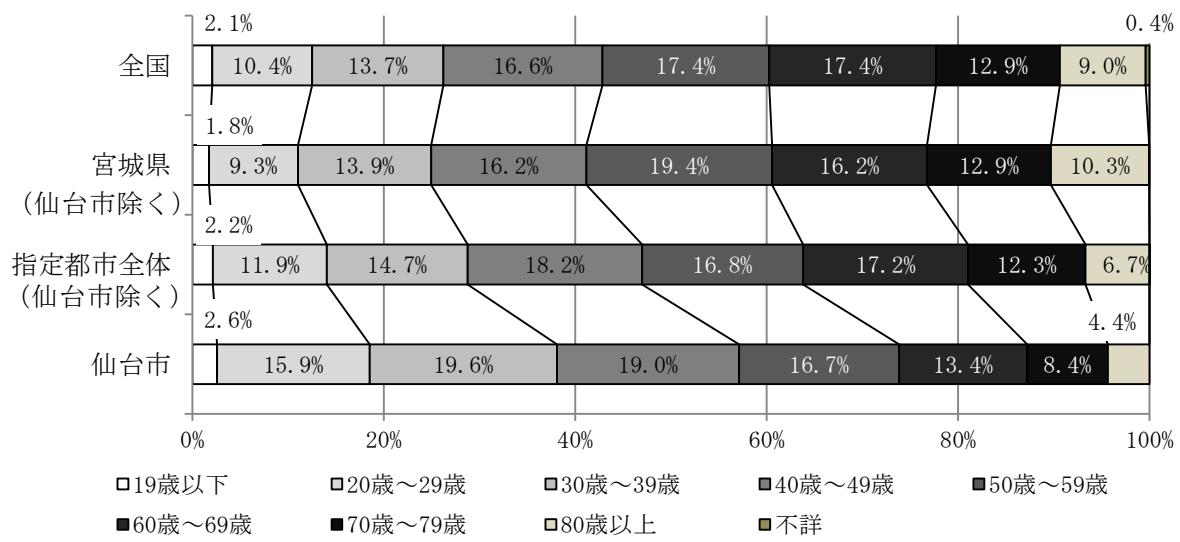
³ 中央値：すべての市町村の自殺死亡率を低い順に並べた場合の中央に位置する値

本市における年代別自殺者数（平成 21 年～平成 29 年の合計値）（表 2-2）

年代	19 歳 以下	20 歳 ～29 歳	30 歳 ～39 歳	40 歳 ～49 歳	50 歳 ～59 歳	60 歳 ～69 歳	70 歳 ～79 歳	80 歳 以上	合計
自殺者数 (人)	49	300	369	358	315	252	159	82	1,884

（出典：地域における自殺の基礎資料）

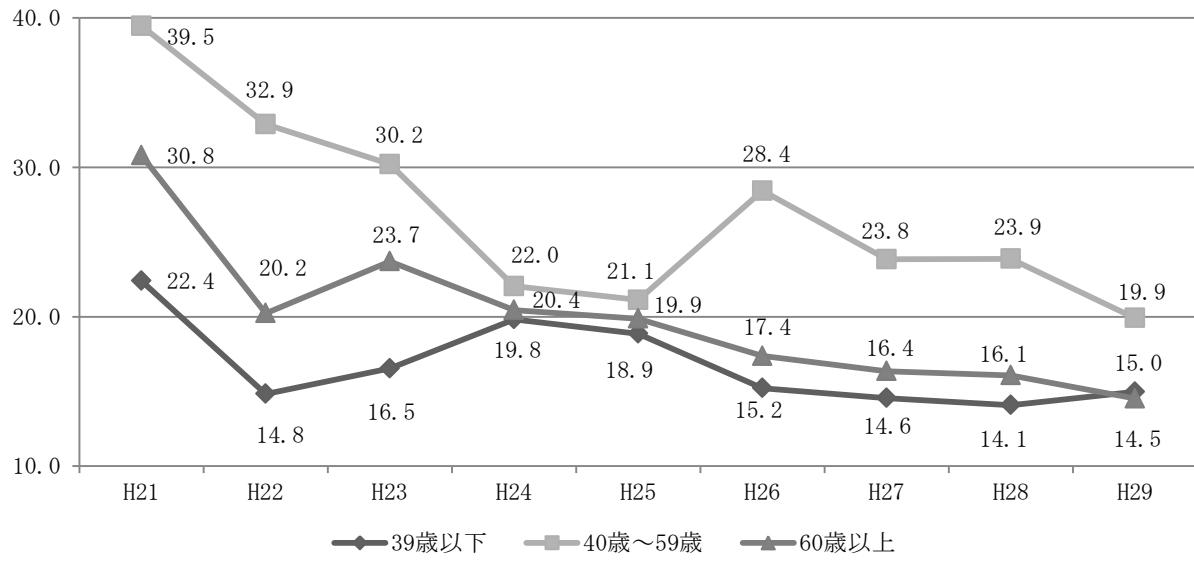
年代別自殺者数の構成割合（平成 21 年～平成 29 年の合計値）（図 2-2）



※注：小数点第 2 位を四捨五入しているため合計が 100% とならないことがある
(出典：地域における自殺の基礎資料)

全国、宮城県（本市を除く）、指定都市全体（本市を除く）と比べ、若年者（39歳以下）の割合が大きい。

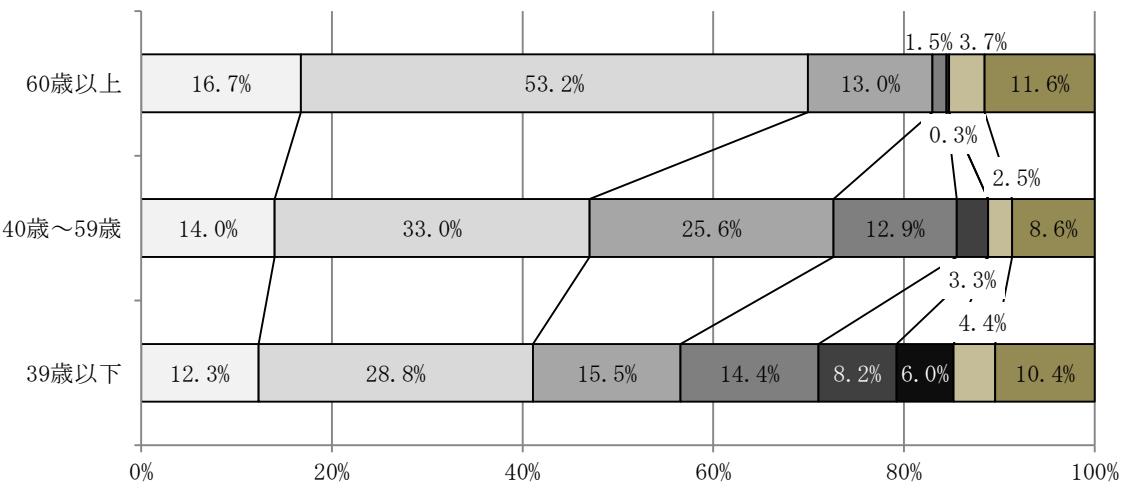
本市における年代別（39歳以下、40歳～59歳、60歳以上）自殺死亡率の推移（図2-3）



(出典：地域における自殺の基礎資料)

平成21年と平成29年を比較すると、若年者（39歳以下）は約7ポイント低下、40歳～59歳は約20ポイント低下、60歳以上は約16ポイント低下している。

本市における年代別（39歳以下、40歳～59歳、60歳以上）の原因・動機別自殺者数の構成割合 (平成21年～平成29年の合計値) (図2-4)



□家庭問題 □健康問題 □経済・生活問題 □勤務問題 ■男女問題 ■学校問題 □その他 □不詳

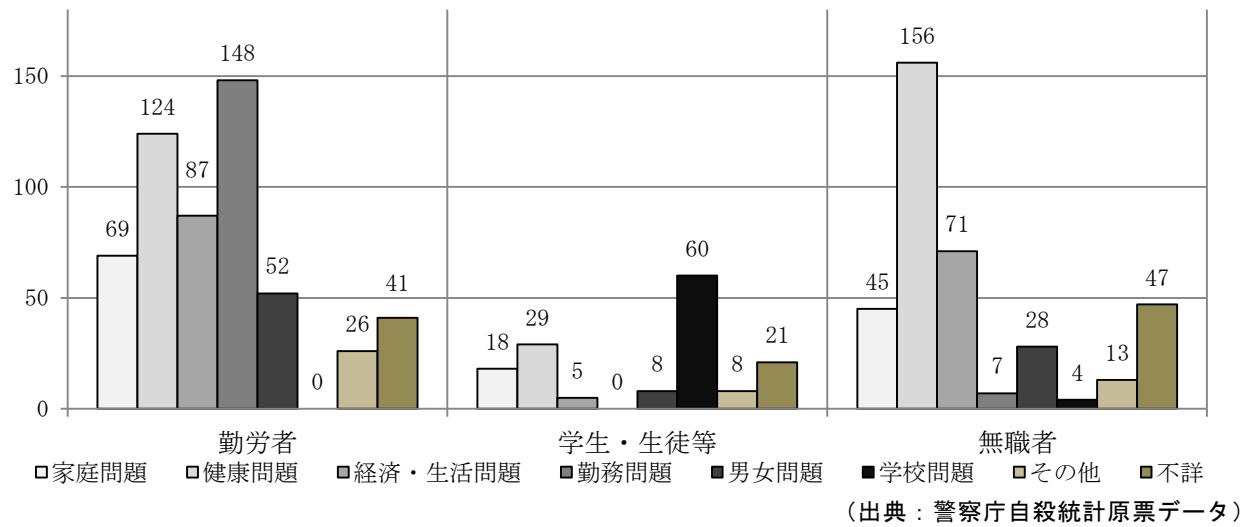
※注：小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%とならないことがある
(出典：警察庁自殺統計原票データ)

39歳以下（若年者）では健康問題、経済・生活問題、勤務問題、家庭問題、男女問題、学校問題など多岐に渡る。

40歳～59歳では健康問題と経済・生活問題で約6割を占め、家庭問題と勤務問題で約3割を占める。

60歳以上では健康問題が半数以上を占め、家庭問題と経済・生活問題で約3割を占める。

本市における職業の有無から見た若年者における原因・動機別件数⁴
 (平成 21 年～平成 29 年の合計値) (図 2-5)



勤労者では上位 3 位が、勤務問題、健康問題、経済・生活問題

学生・生徒等では上位 3 位が、学校問題、健康問題、家庭問題

無職者では上位 3 位が、健康問題、経済・生活問題、家庭問題となっている。

⁴ 警察庁自殺統計原票データでは、原因・動機を 1 人につき 3 つまで計上可能としているため、自殺者数とは一致しない。

② 職業別の傾向

○勤労者について

- ・平成 21 年～平成 29 年の自殺者数全体に占める勤労者の割合（42.5%）は、全国や宮城県（本市を除く）、指定都市全体（本市を除く）と比較して大きい（図 2-6）。
- ・平成 24 年～平成 28 年のデータを用いた「地域自殺実態プロファイル」では、本市の 20 歳～59 歳の勤労者の自殺死亡率（20.4）は、全国の中央値（17.0）より高い。
- ・平成 21 年～平成 29 年の年代別原因・動機の上位 3 位は、39 歳以下では、勤務問題、健康問題、経済・生活問題、40 歳～59 歳では、経済・生活問題、健康問題、勤務問題、60 歳以上では、経済・生活問題、健康問題、家庭問題となっている（図 2-7）。
- ・仙台市内の事業所の 9 割以上は、労働安全衛生法に基づく産業医の選任やストレスチェック制度の実施が義務づけられていない従業員数が 49 人以下の事業所である⁵。
- ・従業員数の少ない事業所ほどメンタルヘルス対策に取り組んでいない割合が大きい（従業員数 1 人～9 人：61.4%、10 人～49 人：38.2%）⁶。
- ・従業員数 49 人以下の事業所の 8 割以上が、従業員の健康に関する支援機関の利用経験が無いが、そのうち、健康に関する支援機関の利用を希望する事業所は 5 割以上となっている⁶。

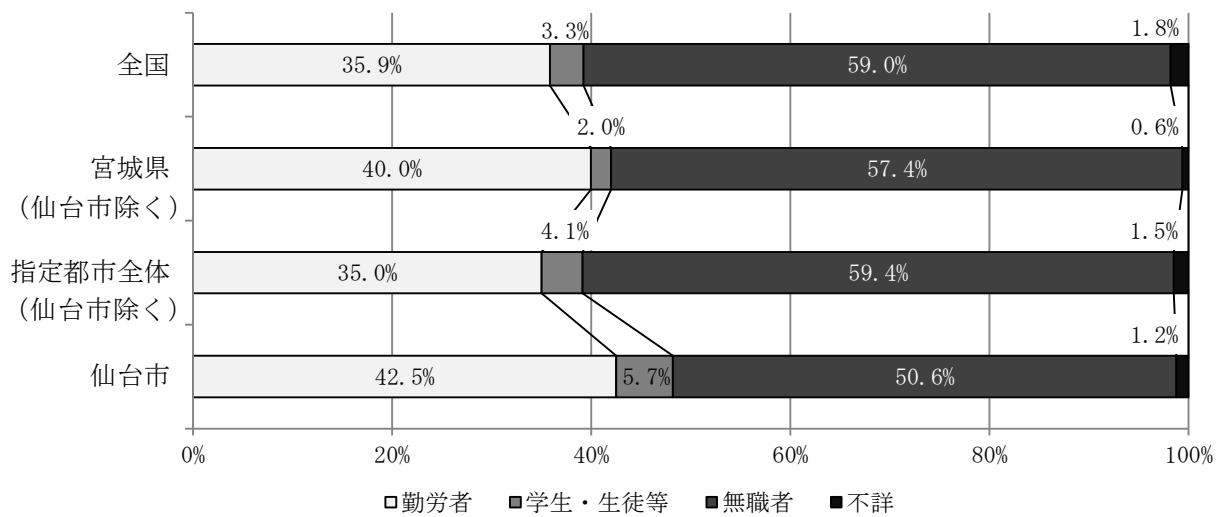
○学生・生徒等と無職者について

- ・平成 21 年～平成 29 年の自殺者数全体に占める学生・生徒等の割合（5.7%）は、全国や宮城県（本市を除く）、指定都市全体（本市を除く）と比較して大きい（図 2-6）。
- ・平成 21 年～平成 29 年の自殺者数全体に占める無職者の割合（50.6%）は、全国や宮城県（本市を除く）、指定都市全体（本市を除く）と比較して小さい（図 2-6）。

⁵ 出典：平成 26 年度経済センサス基礎調査（平成 26 年 7 月、総務省）

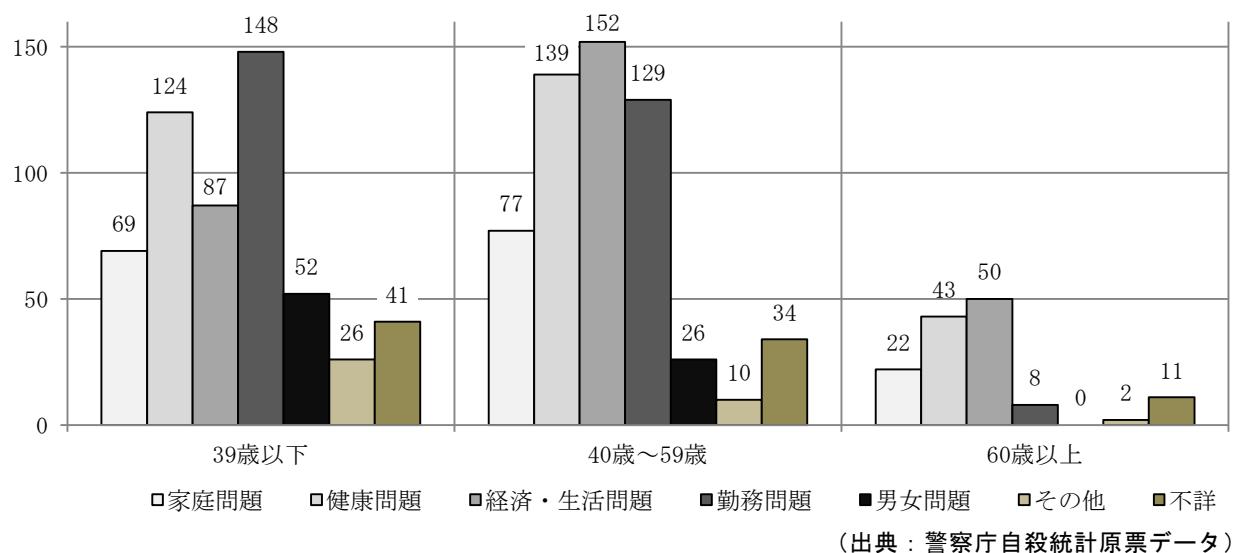
⁶ 出典：事業所・公共の場の健康意識等に関する調査（平成 29 年 3 月、仙台市健康福祉局健康政策課）

職業別自殺者数の構成割合（平成 21 年～平成 29 年の合計値）（図 2-6）



全国、宮城県（本市を除く）、指定都市全体（本市を除く）と比べ、勤労者、学生・生徒等の割合が大きい。

本市における勤労者の年代別（39歳以下、40歳～59歳、60歳以上）の原因・動機別件数（平成 21 年～平成 29 年の合計値）（図 2-7）



39歳以下では上位 3 位が、勤務問題、健康問題、経済・生活問題

40歳～59歳では上位 3 位が、経済・生活問題、健康問題、勤務問題

60歳以上では上位 3 位が、経済・生活問題、健康問題、家庭問題となっている。

③ 自殺未遂歴と取り巻く環境について

- ・自殺未遂の経験は、自死の危険因子の一つであり⁷、平成 21 年～平成 29 年の自殺者数全体に占める自殺未遂歴のある方の割合は約 15%～25% で推移している（表 2-3）。
- ・平成 24 年～平成 29 年に自殺未遂等の自損事故（故意に自分自身に傷害等を負わせる事故）により、救急隊が出動し医療機関へ搬送された件数は、年間平均約 416 人（表 2-4）で、うち約 9 割が治療（入院、外来）を受けている⁸。

本市における自殺者数全体に占める自殺未遂歴のある人数と割合の推移（表 2-3）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
未遂歴有（人）	52	32	51	52	50	43	33	42	32	387
割合（%）	17.8	15.1	22.9	24.8	24.4	21.2	17.8	23.0	18.7	20.5

（出典：地域における自殺の基礎資料）

自殺未遂歴のある自殺者数の割合は約 15%～25% で推移しており、低下する傾向は見られない。

本市における自殺未遂等の自損事故による救急搬送件数の推移（表 2-4）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	平均
搬送人員（人）	499	459	448	402	360	326	415.7

（出典：仙台市消防概況）

年間平均約 416 人が自殺未遂等の自損事故により、医療機関へ搬送されている。

⁷ 出典：平成 30 年度自殺対策白書（平成 30 年 7 月、厚生労働省）

⁸ 出典：仙台市における自殺未遂等ハイリスク者に対する支援のあり方について（平成 29 年 3 月、仙台市健康福祉局障害者支援課）

④ 東日本大震災の被災者について留意すべき動向

- ・被災者の健康支援対象世帯数は平成 24 年度の 2,799 世帯をピークに、平成 30 年 9 月末現在で、523 世帯まで減少している⁹。また、平成 28 年度に、復興公営住宅建設や防災集団移転地区促進事業は完了し、市内で被災された方は、仮設住宅（プレハブ仮設住宅、借上げ公営住宅等、民間賃貸借上住宅）から復興公営住宅等の恒久的な住まいの場に移行した。
- ・その一方、平成 24 年～平成 29 年までの市内設置の仮設住宅（プレハブ仮設住宅、借上げ公営住宅等、民間賃貸借上住宅）及び復興公営住宅入居者の K 6 尺度¹⁰10 点以上に該当（気分障害・不安障害に相当）する方の割合を見てみると、約 14%～17% で推移しており（表 2-5）、国民全体における一般的な水準（平成 28 年：9.7%¹¹）より高い。
- ・被災者の健康支援対象世帯のうち、親族死亡やアルコール問題などを含む心理的ケアを要する世帯は、平成 24 年度の約 3 割から、平成 29 年度は約 5 割に増えている¹²。
- ・こうした動向を踏まえ、本市においては被災者についても十分な配慮が求められる。

市内設置の仮設住宅（プレハブ仮設住宅、借上げ公営住宅等、民間賃貸借上住宅）及び復興公営住宅における心理的苦痛が大きい（K 6 尺度 10 点以上）方の割合の推移（表 2-5）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
仮設住宅入居者（%）	16.8	15.0	14.9	14.3	14.3	17.0
復興公営住宅入居者（%）	—	—	—	16.8	17.2	16.5

（出典：民間賃貸借上住宅等入居者健康調査・災害公営住宅入居者健康調査（宮城県・仙台市））

心の健康度を測定する尺度で、気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を抱えている方の割合は約 14%～17% で推移しており、低下する傾向は見られない。

⁹ 出典：東日本大震災による被災者への健康支援状況（平成 30 年 9 月、仙台市健康福祉局健康政策課）

¹⁰ K 6 尺度：心の健康度を 6 項目 24 点満点で測定する尺度で、得点が高いほど不安、抑うつなどの心理的苦痛が高いことを意味する。合計点が 10 点以上で気分障害・不安障害に相当、13 点以上で重度精神障害相当とされている。

¹¹ 出典：平成 28 年国民生活基礎調査（平成 28 年 6 月、厚生労働省）

¹² 出典：東日本大震災による被災者への健康支援状況（平成 30 年 3 月、仙台市健康福祉局健康政策課）

(3) 本市の主な特徴

これまでの現状分析の結果から、本市の主な特徴は、以下のとおりまとめることができます。

- 若年者と勤労者について、自殺者数全体に占める割合が、全国、宮城県（本市を除く）、指定都市全体（本市を除く）と比較して大きい。
(→「若年者」、「勤労者」への対応の必要性が高い)
- 自殺者数全体に占める自殺未遂歴のある方の割合は約 15%～25%で推移し、低下する傾向はない。
(→「自殺未遂者等ハイリスク者」への対応の必要性が高い)
- 市内設置の仮設住宅及び復興公営住宅入居者の中で何らかの心理的苦痛を抱えている方の割合が、低下する傾向はない。
(→「被災者」への継続的な支援の必要性が高い)

第3章 基本的な考え方

(1) 基本認識

大綱は、国や地方自治体が自殺対策に取り組む基本的な考え方を示しています。自殺対策の本質は生きることの支援にあるという、大綱に示された基本的な考え方を十分に踏まえるとともに、本市の状況にも留意して、本市において自殺対策に取り組むにあたっての基本認識を、次のとおり整理します。

○自死は、個人の問題ではなく、社会全体の問題である

自死の要因は、育児、介護、長時間労働等による過労、児童、高齢者、障害者に対する虐待、がん等の進行性疾患や精神疾患等の慢性疾患、失業、倒産、多重債務等に伴う生活苦や生活困窮、いじめ、ハラスメント、性暴力被害等による精神的苦痛、様々な人間関係の不和や集団における孤立、自死遺族、障害者、ひきこもり、セクシュアル・マイノリティ等に対する偏見・差別や無理解、東日本大震災の影響による心身の不調等多岐に渡っています。

こうした要因については、制度や慣行の見直しのほか、相談支援体制の整備や関連施策に取り組むことでその解消が促され、社会全体の自殺リスクを低下させることができるという認識を持つことが必要です。

○自死の背景にある問題は、誰にでも起こり得る

自死は、一部の人の問題ではなく、様々な身近な要因によって追い込まれた末に起きるものであり、誰もが当事者になり得る問題であるということを、共通認識として市民全体に広めるよう取り組むことが大切です。

○多様性や違いを認め、理解し合うことが重要である

自分と異なる者に対する偏見や差別、無理解は自死を身近な問題として捉えにくくすることにつながります。そして、そのことが社会の中での気づきを妨げ、援助を求めるなどを難しくさせ、自死に追い込むことにつながります。

それぞれの個人の多様性を理解し、認め合い、どの命もかけがえのないものとして、ともに生きる姿勢を、市民全体に広める取組みが求められます。

○自殺対策の中心は「生きることの包括的な支援」である

自死は、「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」が「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を上回った場合にそのリスクが高くなるとされています。

そのため、自死の危機に陥りつつある方が危機的な状況を回避し、安心して生活できる環境づくりに向けて、「生きることの阻害要因」となり得る様々な要因を減らす取組みを行い、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行う視点が求められます。自殺対策は「生きることの支援」であるという考えに立って、精神保健医療福祉分野だけでなく、社会・経済的な支援を含む多分野の関連施策や支援機関の協働による包括的な取組みを進めることが重要です。

○自死に至るプロセスや各段階に応じた対策が重要である

自死は、様々な要因を発端として、命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。様々な悩みにより、心理的な負担が強まり、適切な援助を得られない状態が続くと、自死に追い込まれる危険性が高まることが知られています。

そのため、自殺対策を進めるにあたっては、危機的状況に追い込まれるプロセスに応じて、第一に、様々な要因の解消に向けた啓発、相談支援体制の整備や周知などの事前対応、第二に、現に起こりつつある自死の危険への対処にあたっての関係機関の連携による危機対応、第三に、自死が生じてしまった場合の遺族等への支援といった事後対応の、3つの段階に応じた対策を有機的に連携させ、総合的に推進する必要があります。

○本市の自死の特徴を踏まえた取組みが重要である

本市においては、若年者と勤労者の自殺者数全体に占める割合が全国と比べて大きく、加えて東日本大震災により被災された方の心理的苦痛の長期化という課題も見られます。また、全国的な傾向でもありますが、自殺未遂歴のある自殺者数の割合に低下する傾向が見られないといった課題もあります。

こうした対象への対策を推進するために、対象者の年代や職業、生活環境、ライフステージ、地域社会の状況等に応じた積極的な取組みが求められます。

（2）基本理念

（1）の基本認識に立ち、本計画を推進することにより本市の目指すべき姿として、基本理念を次のとおりとします。

一人ひとりが、互いに多様性を認め合い、かけがえのない個人として尊重され、安心して暮らすことができるまちづくり～誰も自死に追い込まれることのない仙台の実現～

(3) 基本方針

自殺対策を進めるにあたっては、自死を社会全体の問題として捉え、必要な支援を提供できるよう環境整備を進めることや、自死に追い込む様々な要因の解消に向け、関係する主体が連携し、包括的な取組みを進めることができます。

また、本市の自死の特徴などを的確にとらえ、重点対象を定めて、積極的に取組みを進めていくことも重要です。

本市は、本計画において、以下に掲げるとおり、4つの取組みの方向性と4つの重点対象を定め、関係機関等とも密に連携を図りながら、総合的かつ効果的な取組みを進めていきます。なお、本計画における基本理念と基本方針の関係を、図3-1に示します。

① 4つの取組みの方向性

自殺対策の体制づくりや関連施策の取組みについて、(1)の基本認識を踏まえ、大綱の重点施策を参照しながら、本市における取組みの方向性を以下の4つに整理し、社会全体を対象とした取組みを推進します。なお、大綱の重点施策と4つの取組みの方向性として整理した内容を図3-2に示します。

【方向性1】 一人ひとりの気づきと見守りの推進

自死は一部の人の個人の問題ではなく、その背景にある問題は、誰にでも起こり得る身近なものであるという適切な理解を促すとともに、多様性を認め合い、偏見、虐待、差別等の解消を図るために啓発を推進します。

【方向性2】 人材の確保と育成

自死に至るプロセスや各段階に応じ、働きかけを行い課題解決を図ることができる関係機関職員を育成します。また、身近な人の危機的状況において必要な援助をしたり、相談機関等の利用を促したりするなど、広く市民が適切な対応を行えるよう、自死に関する理解や対応方法の普及を図ります。

【方向性3】 対象に応じた支援

自死の要因は多岐に渡るとともに、抱える困りごとや悩みも多種多様です。そのため、重点対象をはじめとした市民の年代、職業、生活環境、ライフステージ等に応じたきめ細かな相談支援を行うとともに、事前対応、危機対応、事後対応の段階に応じた効果的な相談支援を推進します。

【方向性4】 自殺対策に関するネットワークの構築

自死に関連する様々な要因に対処できるよう、多様な分野の施策や関係機関の連携体制を強化します。また、事態が深刻化する前の早期対応や課題解決を推進するため、地域住民や民間団体等との官民協働のネットワーク形成を図ります。

② 4つの重点対象

本市における自死等の特徴を踏まえ、特に重点的な支援が必要な対象を以下の4つと定め、それぞれの特徴に応じた対策を推進します。

【重点対象 1】 若年者

【重点対象 2】 勤労者

【重点対象 3】 自殺未遂者等ハイリスク者

【重点対象 4】 被災者

図3－1 基本理念と基本方針の関係

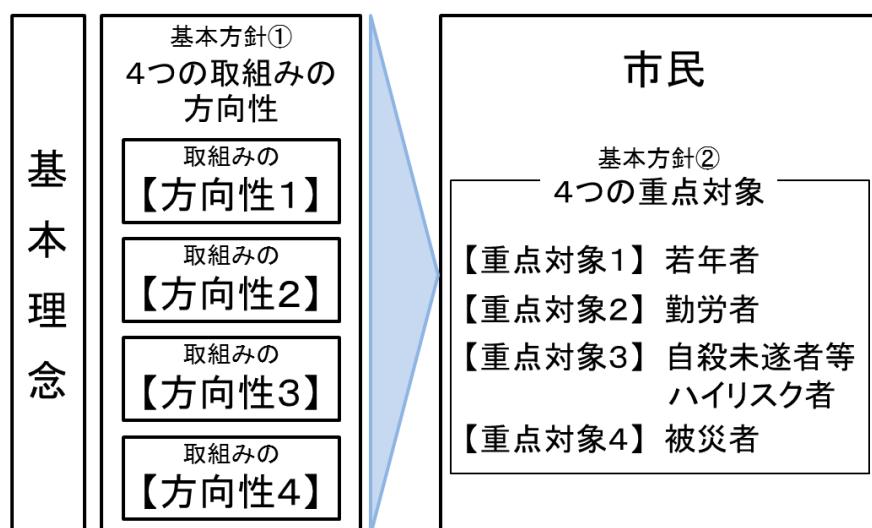
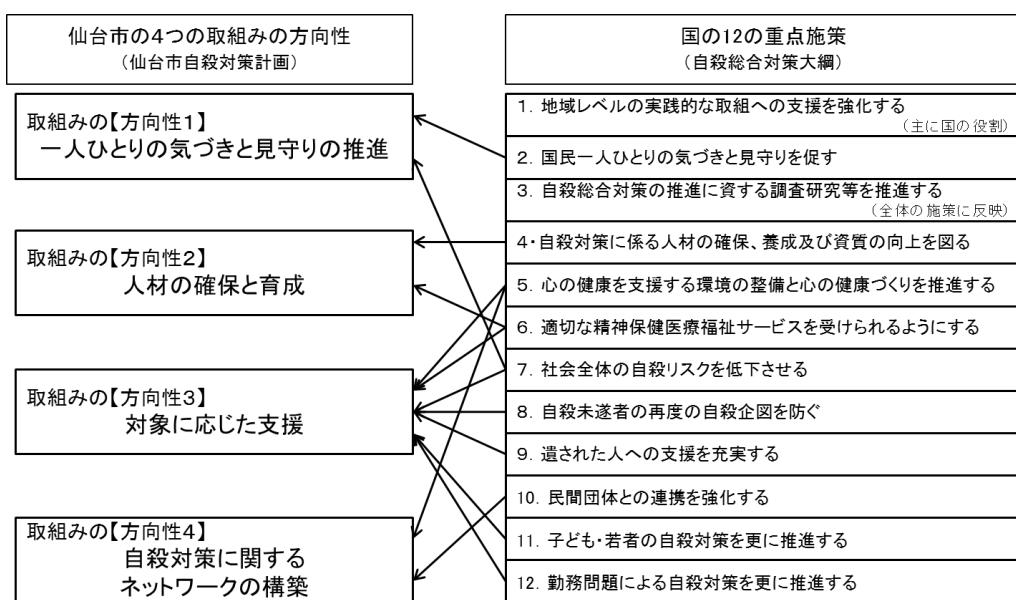


図3－2 「4つの取組みの方向性」と大綱の重点施策の関係



第4章 基本方針に沿った取組みの視点

自殺対策は、関係機関等が密接に連携し、社会全体で総合的に進める必要があります。そのため本市は、取組みを通じて得られた課題認識などについて、国や宮城県と共有を図るとともに、保健、医療、教育、労働、司法、福祉等の関係機関や団体で構成する仙台市自殺対策連絡協議会における協議などを通じ、関係する主体がそれぞれの取組みを強化し、連携をさらに深めていくことができるよう努めています。

そうしたことを前提としながら、本計画においては、本市が直接関与することが可能なものを中心に具体的な取組みを示します。

(1) 4つの方向性ごとの主な取組み

【方向性1】 一人ひとりの気づきと見守りの推進

○自死に関する適切な理解の促進と偏見、虐待、差別等の解消に向けた普及啓発

- ・自死の背景にある問題は、誰にでも起こり得る身近なものであることを市民の共通認識とするため、自死に関する適切な理解についての啓発を行います。
- ・育児、介護、長時間労働等による過労、児童、高齢者、障害者に対する虐待、がん等の進行性疾患や精神疾患等の慢性疾患、失業、倒産、多重債務等に伴う生活苦や生活困窮、いじめ、ハラスメント、性暴力被害等による精神的苦痛、様々な人間関係の不和や集団における孤立、自死遺族、障害者、ひきこもり、セクシュアル・マイノリティ等に対する偏見・差別や無理解、東日本大震災の影響による心身の不調等自死に関連する様々な要因についての理解促進を進めます。
- ・自死に関連する様々な困りごとや悩みに応じた相談機関や支援制度の情報が、広く市民に行き渡るよう周知に取り組みます。

[主な取組み] (第5章の取組み名のNo.を()内に表示)

- ・自殺予防週間や自殺対策強化月間における普及啓発活動の実施 (No. 2)
地域や会社、学校等の様々な場において、自死に関する適切な理解や、危機的状況においては援助を求めてよいという考え方を浸透させるための活動の実施
- ・地区健康教育（健康問題・健康保持に関する理解促進）の実施 (No. 9)
地域住民・団体、企業等を対象とした、自死の要因となり得る健康問題や心身の健康保持に関する適切な理解の促進
- ・障害者差別解消関連事業の実施 (No. 16)
障害理解のための啓発事業「ココロン・カフェ」や市民協働啓発イベント「TAP (Together Action Project)」等による障害理解の促進
- ・いじめ防止「きずな」サミットの開催 (No. 43)
全市立小中学校・中等教育学校の児童生徒による意見交換・グループワークを通じた、いじめ防止に向けた機運醸成

【方向性2】 人材の確保と育成

○関係機関職員の能力向上

- ・自死に至る危機的状況に働きかけ、課題解決を図ることができる支援者を育成するため、危機的状況にある方のサインやシグナルを見逃さず、必要な相談窓口や専門家に的確につなぐことができるよう、自死の危険性のある方と接する関係機関の職員の能力向上に取り組みます。

[主な取組み] (第5章の取組み名のNo. を () 内に表示)

- ・関係機関職員向けゲートキーパー養成研修の実施 (No. 67)
行政窓口、教育機関、労働関係機関、地域の相談関係機関の職員を対象とした、適切な対応を学ぶための研修の実施
- ・命を大切にする授業（自死予防教育研修）の実施 (No. 85)
子どものSOSに気づき、困りごとの解消に取り組める教職員の育成に向けた研修の実施

○市民一人ひとりの適切な対応力の向上

- ・市民一人ひとりが、様々な要因を抱えている方やそれによって追い込まれ困っている方に対し、傾聴や寄り添いなどの適切な対応とともに、必要に応じて関係機関につなぐことができるよう、基本的な対処方法について啓発を進めます。

[主な取組み] (第5章の取組み名のNo. を () 内に表示)

- ・地域住民や団体向けゲートキーパー養成研修の実施 (No. 51)
地域住民や相談員等を対象とした、悩みを抱えている方への基本的対応についての研修の実施
- ・地区健康教育（健康問題に関する適切な対応方法の啓発）の実施 (No. 55)
地域住民・団体、企業等を対象とした、健康問題に伴う様々な困りごとや悩みに対する適切な対応方法の啓発

【方向性3】 対象に応じた支援

○市民の状況や様々な要因に応じた相談支援体制の整備と支援の提供

- ・自死に関連する様々な要因に応じて、多様な相談手段を確保し、相談支援体制を整備します。
- ・市民一人ひとりの年代、職業、生活環境、ライフステージの中で起こる困りごとや悩みに対して、事前対応、危機対応、事後対応の各段階に応じた相談支援を推進します。
- ・重点対象として掲げた若年者、勤労者、自殺未遂者等ハイリスク者、被災者については、特に、危機的な状況に追い込まれる可能性が高いと考えられることから、その特徴や実態を踏まえた効果的な相談支援を実施します。

[主な取組み] (第5章の取組み名のN o. を()内に表示)

- ・児童、高齢者、障害者に対する虐待相談の実施 (N o. 96)
各区保健福祉センターや児童相談所への専門職員配置による虐待に関する相談支援の実施
- ・被災者心のケア支援、被災者健康支援の実施 (N o. 101)
各区保健福祉センターや精神保健福祉総合センター等の関係機関の連携による、アウトリーチを主体とした東日本大震災の被災者への健康支援、コミュニティづくりの支援、孤立防止の相談の実施
- ・妊娠婦・新生児等訪問指導の実施 (N o. 120)
生後4か月までの乳児がいる家庭を対象とした、保健師、助産師による育児の相談及び産後うつ病等の母親の心理面の把握と継続的な支援
- ・弁護士、司法書士、臨床心理士等と連携した相談会の実施 (N o. 139)
広く市民を対象とした、様々な困りごとや悩みについて、法律的・心理的側面から包括的に対応するための弁護士、司法書士、臨床心理士等による相談の実施
- ・ひきこもり地域支援センターによる支援 (N o. 140)
ひきこもり状態にある方やその家族を対象とした、訪問、面接等による相談支援の実施
- ・仙台市自殺対策推進センターの整備 (N o. 150)
自殺未遂者等ハイリスク者へのアセスメント・見立てや様々な要因に合わせた支援方針の立案、一般救急や精神科医療機関等との連携をはじめとした多機関協働による支援、自死の予防についての普及啓発や人材育成等、地域の状況に応じた自殺対策の総合的な推進を担う機関の整備
- ・自死遺族支援団体への支援 (N o. 163)
自死遺族等に対する支援や啓発活動を行う団体への助成による、自死遺族への適切な情報提供や居場所づくりの推進
- ・スクールカウンセラーによる支援 (N o. 178)
全市立学校へ配置したスクールカウンセラーによる、いじめや不登校等の諸問題を抱える児童生徒に対する心理的側面からの支援の実施

【方向性4】 自殺対策に関するネットワークの構築

○相談業務を担う関係機関・団体の連携体制の確保

- ・自死に関連する様々な要因に対処するため、地域における保健、医療、教育、労働、司法、福祉等の関係機関や団体の連携を強化し、包括的な支援体制づくりを進めます。

[主な取組み] (第5章の取組み名のNo. を () 内に表示)

- ・仙台市自殺総合対策庁内連絡会議及び関係部局所管の協議会等による施策展開 (No. 190)
　　府内関係部局による自殺対策に関する情報共有・課題整理、重点対象に関わる関係部局所管の各種協議会等との情報共有に基づく協調的な施策展開
- ・仙台市自殺対策連絡協議会による関係機関の連携推進 (No. 198)
　　保健、医療、教育、労働、司法、福祉等の関係機関や団体による自殺対策に関する多角的、総合的な協議を通じた連携推進
- ・仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）を中心とした関係機関のネットワークの構築 (No. 202)
　　仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）を中心とした多機関協働支援のための関係機関のネットワークの構築
- ・自死遺族支援に関わる関係機関や団体の連携推進 (No. 203)
　　自死遺族等からの相談を担っている関係機関や団体の相互の連携推進

○地域住民や民間団体、当事者等との地域づくりに向けたネットワーク形成

- ・誰も自死に追い込まれることなく、安心して暮らすことができる社会の実現に向け、地域住民や地域に根差した活動を行っている民間団体、当事者等との情報共有や連携を推進し、事態が深刻化する前の早期対応や課題解決を可能とする地域づくりのためのネットワーク形成を官民協働で推進します。

[主な取組み] (第5章の取組み名のNo. を () 内に表示)

- ・地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動の実施 (No. 194)
　　町内会、民生委員、ボランティア団体等の福祉団体との連携による、見守り等の安否確認活動やサロン、買い物支援等の生活支援活動の実施
- ・各区障害者自立支援協議会による連携推進 (No. 207)
　　各区保健福祉センターや障害福祉サービス事業所等による障害者等の地域生活支援のための連携の推進

(2) 4つの重点対象に対する取組み

【重点対象 1】 若年者

現状分析

- ・自殺者数全体に占める若年者の割合が、全国や宮城県（本市を除く）、指定都市全体（本市を除く）と比較して大きい。
- ・自死の原因・動機は、ライフステージによって生活環境が変化しやすい時期であることを反映して、多岐に渡る。勤労者では勤務問題、学生・生徒等では学校問題、無職者では健康問題がそれぞれ多い、という特徴が見られる。
- ・こうした特徴を踏まえ、生活環境や就業状況、困りごとや悩みに応じた対策を講じる必要がある。

取組みの方向性

○若年者の生活環境等で生じやすい困りごとや悩みの解消に向けた普及啓発（方向性 1）

若年者が抱えやすい勤務問題、学校問題、健康問題などの悩みを生じさせないための多様な普及啓発を行うとともに、自死に関する適切な理解の促進を図ります。

[主な取組み]（第5章の取組み名のNo.を（ ）内に表示）

- ・大学生向けの自死に関する適切な理解の普及啓発（No. 19）
福祉・看護系の大学生を中心に作成した啓発用グッズ（クリアファイル等）を用いた、身近な学生が仲間の立場から他の学生に向けて行う啓発活動や、自死の予防に関するパネル展示による啓発活動の実施
- ・企業向けの健康づくり推進の取組み（No. 27）
各健康保険組合等の保険者や商工会議所等と連携した、健康づくりに関する普及啓発活動の実施
- ・いじめに関する相談支援の仕組みづくりと相談窓口の周知（No. 33）
主に児童生徒や保護者を対象とした、いじめに関する相談支援の効果を高める仕組みづくりと、リーフレットやホームページ等による相談窓口の周知
- ・いじめ防止「きずな」サミットの開催（再掲）（No. 43）
全市立小中学校・中等教育学校の児童生徒による意見交換・グループワークを通じた、いじめ防止に向けた機運醸成

○若年者の特徴を踏まえた対応ができる支援者の配置と育成（方向性2）

若年者は自発的には相談や支援につながりにくい傾向があります¹³。そのため、危機的状況に追い込まれた際に表れるサインやシグナルを見逃さず、適切に対処ができる支援者を配置・育成します。

[主な取組み]（第5章の取組み名のNo.を（ ）内に表示）
<ul style="list-style-type: none">・企業等向けゲートキーパー養成研修の実施（No. 68） 従業員の困りごとや悩み、心身の健康保持に関して適切に対処できる企業の担当者の育成に向けた様々な研修の実施・いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の配置（No. 82） いじめの未然防止や早期対応に向けた、全市立中学校、中等教育学校及び特別支援学校へのいじめ対策専任教諭、市立小学校への児童支援教諭の配置・命を大切にする授業（自死予防教育研修）の実施（再掲）（No. 85） 子どものSOSに気づき、困りごとの解消に取り組める教職員の育成に向けた研修の実施・スクールカウンセラーの配置（No. 88） いじめや不登校等の諸問題を抱える児童生徒を心理的側面から支援するスクールカウンセラーの全市立学校への配置

○生活環境等に応じた切れ目のない支援の提供（方向性3）

若年者はライフステージによって、学校や会社など、取り巻く環境が変化し、それに伴い困りごとや悩みも変化します。それらに応じた相談支援体制を整備し、切れ目のない支援を提供します。

[主な取組み]（第5章の取組み名のNo.を（ ）内に表示）
<ul style="list-style-type: none">・生活困窮者自立支援制度による自立相談支援等の実施（No. 135） 生活困窮者を対象とした、自立相談支援や就労準備支援等の実施・ひきこもり地域支援センターによる支援（再掲）（No. 140） ひきこもり状態にある方やその家族を対象とした、訪問、面接等による相談支援の実施・青少年のための居場所支援の実施（No. 172） 不登校等の状況にある青少年を対象とした、社会活動への参加を促進するための居場所支援の実施・少人数授業によるきめ細かな指導の実施（No. 175） 市立小学校1年生から3年生を対象とした、非常勤講師による基礎的な学習内容のより確実な習得に向けた少人数授業の実施・いじめに関するSNSを活用した相談窓口の設置（No. 179） 中学生の多くが利用するSNSを活用したいじめ相談窓口の設置による、いじめの早期発見、状況に応じた対応と問題解決の推進

¹³ 出典：自殺総合対策大綱（平成29年7月、厚生労働省）

○切れ目のない支援の提供に向けた地域・関係機関・行政の連携強化（方向性4）

若年者のライフステージの変化等に伴う様々な困りごとや悩みに対応できるよう、地域、関係機関・団体、行政が協働し、支え合いを促進する環境づくりや関係機関・団体の連携強化に取り組みます。

[主な取組み]（第5章の取組み名のNo.を（ ）内に表示）
<ul style="list-style-type: none">・ひきこもり支援のための関係機関の連携推進（No. 196） ひきこもり状態にある方やその家族の状況に応じた適切な支援の提供に向けた、ひきこもり地域支援センター、精神保健福祉総合センター、発達相談支援センター等の関係機関の連携の推進・せんせい健康づくり推進会議による関係機関の連携推進（No. 204） 全国健康保険協会宮城支部、宮城産業保健総合支援センター等、勤労者の健康増進に関わる各機関の取組み状況や課題の共有・学校支援地域本部による地域ボランティアと学校の効果的な連携推進（No. 210） 地域ぐるみで子どもを育てる観点から、学校の求めに応じて地域ボランティア（地域住民、地元企業等）が協力することを通じた、学校・家庭・地域社会の連携推進・スクールソーシャルワーカーによる学校と関係機関の連携（No. 212） 児童生徒や保護者を取り巻く環境への働きかけや関係機関・団体との連絡調整を通じた、いじめや不登校等の問題解決を図るための連携推進・スクールカウンセラー連絡協議会による連携推進（No. 213） スクールカウンセラー等を対象とした定期的な会議を通じた、学校内での効果的な相談や連携体制に向けた協議と実践例の報告による校内連携の推進

【重点対象 2】 勤労者

現状分析

- ・自殺者数全体に占める勤労者の割合が、全国や宮城県（本市を除く）、指定都市全体（本市を除く）と比較して大きい。
- ・勤労者全体の原因・動機では、健康問題、経済・生活問題、勤務問題が多い。
- ・市内事業所は、産業医の選任やストレスチェック制度が義務づけられていない従業員数49人以下の事業所が多く、従業員数の少ない事業所ほど、メンタルヘルス対策に取り組んでいない割合が大きい。
- ・従業員数が49人以下の事業所の8割以上が従業員の健康に関する支援機関の利用経験がないが、そのうち、健康に関する支援機関の利用を希望する事業所が5割以上となっている。
- ・原因・動機に合わせ、外部の相談支援機関の利用促進や連携強化を図るための対策を講じる必要がある。

取組みの方向性

○勤務問題や経済・生活問題等の改善に向けた普及啓発・理解促進（方向性1）

労働環境や労働条件などの勤務問題、生活困窮や多重債務などの経済・生活問題等の相談窓口などの周知を図ります。また、ワーク・ライフ・バランス等を含めた労働環境の改善を図るための啓発を推進します。

[主な取組み]（第5章の取組み名のNo.を（ ）内に表示）

- ・SNSを活用した相談窓口の設置やその普及の検討（No. 18）
勤務問題や経済・生活問題等の解消・解決に向けた、SNS活用による相談窓口の開設及びその普及の検討
- ・宮城労働局等の外部相談支援機関の利用促進に向けた周知（No. 28）
事業所へのメンタルヘルス向上のための情報提供と、従業員数が少ない事業所を対象とした、勤務問題等に係る外部相談支援機関の利用を促すための周知
- ・中小企業の表彰制度の実施（No. 36）
地域貢献・社会的課題解決と従業員のワーク・ライフ・バランス推進等も含む魅力的な職場環境づくりに優れた取組みを行う中小企業の表彰

○勤務問題や経済・生活問題等に関する関係機関職員の能力向上（方向性2）

勤労者が勤務問題や経済・生活問題等に関する困りごとや悩みを抱え、危機的状況に追い込まれた際に表れるサインやシグナルを見逃さず、適切に対処できるよう、関係機関の相談窓口職員の能力向上を図ります。

[主な取組み] (第5章の取組み名のNo.を()内に表示)
・地区健康教育（健康問題に関する適切な対応方法の啓発）の実施（再掲）（No. 55） 地域住民・団体、企業等を対象とした、健康問題に伴う様々な困りごとや悩みに対する適切な対応方法の啓発
・多重債務窓口職員対象研修会の実施（No. 57） 多重債務の基礎的知識や対応力の向上を目的とした、市職員向け研修の実施
・企業等向けゲートキーパー養成研修の実施（再掲）（No. 68） 従業員の困りごとや悩み、心身の健康保持に関して適切に対処できる企業の担当者の育成に向けた様々な研修の実施

○勤務問題や経済・生活問題等に応じた相談窓口の提供（方向性3）

勤務問題や経済・生活問題等に起因する様々な困りごとや悩みについて、外部相談支援機関と連携しつつ相談窓口を設置し、利用促進を図ります。

[主な取組み] (第5章の取組み名のNo.を()内に表示)
・労働相談の実施（No. 130） 社会保険労務士による、職場や仕事上の悩み等、労働に関する様々な問題についての相談の実施
・弁護士、司法書士、臨床心理士等と連携した相談会の実施（再掲）（No. 139） 広く市民を対象とした、様々な困りごとや悩みについて、法律的・心理的側面から包括的に対応するための弁護士、司法書士、臨床心理士等による相談の実施
・精神科デイケア（リワーク準備コース）による復職支援の実施（No. 155） うつ病等による休職者を対象とした、復職に向けたリハビリテーションの実施

○働きやすい環境づくりのための関係機関のネットワーク形成（方向性4）

労働関係機関・団体のネットワークを形成し、メンタルヘルスを含めた心身機能の維持・向上などの健康づくりや働きやすい環境づくりを促進します。

[主な取組み] (第5章の取組み名のNo.を()内に表示)
・せんだい健康づくり推進会議による関係機関の連携推進（再掲）（No. 204） 全国健康保険協会宮城支部、宮城産業保健総合支援センター等、勤労者の健康増進に関わる各機関の取組み状況や課題の共有
・宮城県地域両立支援推進チームへの参画による関係機関の連携推進（No. 205） 労働組合、医師会、地域の中核医療機関等の関係機関で構成する宮城県地域両立支援推進チームによる治療と仕事の両立支援への参画と課題の共有

【重点対象3】 自殺未遂者等ハイリスク者

現状分析

- ・自殺者数全体のうち、過去に自殺未遂歴がある方の割合は2割前後で推移しており、低下する傾向は見られず、自殺未遂等の自損事故に係る救急隊の医療機関への搬送件数は年間平均約416人である。
- ・自殺未遂の経験は、自死の危険因子の一つであり、自殺未遂歴のある方が再び同様の行動に至ることのないよう、丁寧なサポートが求められる。
- ・自殺未遂歴のある方のほか、希死念慮のある方を含む自殺未遂者等ハイリスク者に対しては、様々な要因を踏まえたきめ細かなアセスメントを行うことが重要である。そのためには、保健、医療、教育、労働、司法、福祉等の関係機関の連携が不可欠¹⁴であり、サポートの中核となる機関の設置が必要である。

取組みの方向性

○自殺未遂等への対処のための適切な理解の促進と相談窓口の周知（方向性1）

自殺未遂者等ハイリスク者に関わる関係機関職員や家族など身近な人に対して、自殺未遂を含めた自死に関する適切な理解を促す啓発に取り組むとともに、相談窓口の周知に取り組みます。

[主な取組み]（第5章の取組み名のNo.を（ ）内に表示）

- ・自殺未遂者等ハイリスク者向けリーフレットによる啓発（No. 11）
自殺未遂により救急搬送された方の心情を踏まえた、相談機関・窓口の利用を促すリーフレットの作成及び配布
- ・ホームページ等を活用した相談窓口の周知（No. 20）
ホームページ等を活用した、自殺未遂者等ハイリスク者を含めた市民向けの自死に関する様々な困りごとや悩みについての相談機関の周知
- ・仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）のリーフレット等による啓発（No. 21）
自殺未遂者等ハイリスク者に対する電話相談窓口に関するリーフレット等の作成及び配布

¹⁴ 出典：仙台市における自殺未遂者等ハイリスク者に対する支援のあり方について（平成29年3月、仙台市健康福祉局障害者支援課）

○自殺未遂等に関するリスク評価や多機関協働支援のための人材育成（方向性 2）

自殺未遂者等ハイリスク者に関する関係機関職員が、自殺未遂者等ハイリスク者との信頼関係を構築のうえ、適切なアセスメントを実施するとともに、多機関が協働で支援するための総合的な方針や計画が立案できるよう、その能力の向上を図ります。

[主な取組み]（第5章の取組み名のNo.を（ ）内に表示）

- ・自殺未遂者等ハイリスク者支援のための協働支援ツールの作成と活用（No. 60）
地域の様々な関係機関と協働するためのアセスメントや支援方針・支援計画立案のための協働支援ツールの作成と利用促進
- ・自殺未遂者等ハイリスク者支援研修の実施（No. 61）
保健、医療、教育、労働、司法、福祉等の関係機関職員を対象とした、人材育成研修の実施

○支援の中核となる機能の段階的確立（方向性 3）

自殺未遂者等ハイリスク者が自死に至る行動に及ぶことのないよう、総合的な支援方針や計画に基づき、多機関協働支援を行うための要となる機能を段階的に確立します。

[主な取組み]（第5章の取組み名のNo.を（ ）内に表示）

- ・仙台市自殺対策推進センターの整備（再掲）（No. 150）
自殺未遂者等ハイリスク者へのアセスメント・見立てや様々な要因に合わせた支援方針の立案、一般救急や精神科医療機関等との連携をはじめとした多機関協働による支援、自死の予防についての普及啓発や人材育成等、地域の状況に応じた自殺対策の総合的な推進を担う機関の整備

○自殺未遂者等ハイリスク者に対する多機関協働による支援システムの確立（方向性 4）

家族や身近な支援者を含めた多機関協働による支援を提供するため、保健、医療、教育、労働、司法、福祉等の関係機関による連携とネットワークの形成、支援システムの確立に取り組みます。

[主な取組み]（第5章の取組み名のNo.を（ ）内に表示）

- ・仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）を中心とした関係機関のネットワークの構築（再掲）（No. 202）
仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）を中心とした多機関協働支援のための関係機関のネットワークの構築

【重点対象 4】 被災者

現状分析

- ・平成 28 年度に復興公営住宅建設や防災集団移転促進事業は完了したものの、市内設置の仮設住宅及び復興公営住宅入居者の中で何らかの心理的苦痛を抱えている方の割合が、国民全体における一般的な水準よりも高い値で推移し、低下する傾向はない。
- ・被災者の健康支援対象世帯のうち、親族死亡やアルコール問題などを含む、心理的なケアを要する世帯の割合が増えている。
- ・こうしたことから、自宅を失う等の強いストレスを受けた方の中には、被災から時間が経過し、住まいの場が再建されても、心身の不調が継続する方がいることが示され、継続的なサポートが必要である。
- ・また、心身の不調に加え、住環境やコミュニティの変化に伴う新しい環境への不適応、地域社会からの孤立などの諸問題に対して、きめ細かな対策を講じる必要がある。

取組みの方向性

○様々なストレス反応や回復過程についての普及啓発・理解促進（方向性 1）

心身の健康づくりや地域社会からの孤立防止のためのコミュニティづくりと連動し、災害によるストレス反応に関する適切な理解を促す啓発に取り組むとともに、相談窓口の周知に取り組みます。

[主な取組み]（第 5 章の取組み名の N o. を（ ）内に表示）

- ・被災者向け介護予防・コミュニティ形成事業（閉じこもり予防に関する啓発）の実施（N o. 8）
復興公営住宅の入居者等を対象とした、運動教室を通じた新たな交流の場の提供、生活不活発病や閉じこもりの予防支援の実施
- ・地区健康教育（健康問題・健康保持に関する理解促進）の実施（再掲）（N o. 9）
地域住民・団体、企業等を対象とした、自死の要因となり得る健康問題や心身の健康保持に関する適切な理解の促進

○被災者支援を担う関係機関職員の支援力の向上（方向性2）

被災者支援を担う様々な関係機関の職員が、自死のリスクにつながりやすい要因を踏まえた適切な支援のあり方や手法を学ぶ機会を設け、支援力の向上を図ります。

[主な取組み]（第5章の取組み名のNo.を（　）内に表示）

- ・アディクション関連問題研修の実施（No. 47）
各区保健福祉センター職員を対象とした、東日本大震災の被災者等に見られるアルコールや薬物等依存関連問題への適切な対応を学ぶ研修の実施
- ・災害後メンタルヘルス研修の実施（No. 48）
被災者支援に関わる関係機関の職員を対象とした、災害後のメンタルヘルス支援やコミュニティづくり支援に関する研修の実施
- ・震災後心のケア従事職員研修の実施（No. 62）
各区保健福祉センターや精神保健福祉総合センターにおける震災後心のケアに関する職員向けの研修や事例検討会の実施

○伴走型・アウトリーチによる長期的かつ包括的な支援の充実（方向性3）

被災者への支援にあたっては、地域社会からの孤立、生活再建の遅れや失業等による生活困窮、身体疾患や精神症状の悪化への対応が重要となります。被災者の生活に伴走し、定期的な訪問（アウトリーチ）を含めた長期的かつ包括的な支援体制の充実に努めます。

災害に伴う様々な影響は遅れて発生したり、繰り返し出現するといった特徴を持つことに留意し、影響を受けやすい子どもに対するケアについては、特段の注意を払いながら取り組みます。

[主な取組み]（第5章の取組み名のNo.を（　）内に表示）

- ・被災者心のケア支援、被災者健康支援の実施（再掲）（No. 101）
各区保健福祉センターや精神保健福祉総合センター等の関係機関の連携による、アウトリーチを主体とした東日本大震災の被災者への健康支援、コミュニティづくりの支援、孤立防止の相談の実施
- ・被災者生活再建支援の実施（No. 136）
応急仮設住宅入居世帯の生活再建に向けた、新たな住まいへの移行支援や、健康面等に課題がある方への健康支援や見守り等支援の実施
- ・震災に伴う心のケア推進事業の実施（No. 180）
精神科医や臨床心理士等による、東日本大震災の精神面への影響が心配される児童生徒への対応や教職員への助言の実施

○被災者支援に係る関係機関・団体のネットワーク強化（方向性4）

被災者の地域社会からの孤立防止や安心した生活の確保のため、被災者支援に関わる関係機関・団体のネットワークを強化します。

[主な取組み]（第5章の取組み名のNo.を（ ）内に表示）

- ・震災後心のケア従事担当者会議による連携推進（No. 197）
東日本大震災の被災者の心のケアの課題に対応できるよう、地域、行政、関係機関等での情報共有を目的とした多機関連携の推進
- ・被災者支援のための地域総合支援事業による連携推進（No. 199）
精神保健福祉総合センターにおける各区保健福祉センターとの共同訪問等を通じた、東日本大震災の被災者支援に関わる関係機関との連携の推進

第5章 対策を推進するための具体的な取組み

本章では、自殺対策を推進するための本市の具体的な取組みについて、4つの取組みの方向性（方向性1：一人ひとりの気づきと見守りの推進、方向性2：人材の確保と育成、方向性3：対象に応じた支援、方向性4：自殺対策に関するネットワークの構築）ごとに分類し、掲載しました。

これらの取組みを通じて、関係機関や関係部局の連携を図りながら、総合的かつ効果的に自殺対策を推進していきます。

【方向性1】 一人ひとりの気づきと見守りの推進に関する取組み

No.	取組み	内容	局区等
1	児童、高齢者、障害者に向けた虐待相談窓口の周知	市民全体を対象とした、ホームページやリーフレット等による、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待に関する各種相談機関や相談ダイヤルの周知	健康福祉局 子供未来局
2	自殺予防週間や自殺対策強化月間における普及啓発活動の実施	地域や会社、学校等の様々な場において、自死に関する適切な理解や、危機的状況においては援助を求めてよいという考え方を浸透させるための活動の実施	健康福祉局 各区
3	心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知	ホームページやリーフレット等の情報提供ツールを活用した、市民向けの心の健康に関する適切な理解の促進や相談窓口の周知	健康福祉局 各区
4	精神障害者家族教室（精神障害・精神疾患に関する理解促進）の実施	精神障害・精神疾患のある方の家族を対象とした、心理教育の手法を用いた精神障害・精神疾患に対する適切な理解の促進、支援制度や相談機関の周知	健康福祉局 各区
5	東日本大震災に関する相談窓口等に係る啓発活動の実施	東日本大震災に伴う心身の健康問題や生活再建に関する相談機関の周知、心身のストレスのケアに関する対応についての啓発活動の実施	健康福祉局 各区
6	高齢者の心の健康に関する啓発活動の実施	介護予防運動サポーター養成講座を活用した、高齢者の心の健康に関する適切な理解の促進や相談窓口の周知	健康福祉局 各区
7	認知症に関する理解促進活動の実施	講演会等による、認知症に関する適切な理解の促進や相談機関の周知	健康福祉局 各区

No.	取組み	内容	局区等
8	被災者向け介護予防・コミュニティ形成事業（閉じこもり予防に関する啓発）の実施	復興公営住宅の入居者等を対象とした、運動教室を通じた新たな交流の場の提供、生活不活発病や閉じこもりの予防支援の実施	健康福祉局 各区
9	地区健康教育（健康問題・健康保持に関する理解促進）の実施	地域住民・団体、企業等を対象とした、自死の要因となり得る健康問題や心身の健康保持に関する適切な理解の促進	健康福祉局 各区
10	喫煙や薬物乱用に関する啓発活動	市立小中学校を対象とした、喫煙や薬物による健康への影響に関する適切な理解の促進	健康福祉局 各区
11	自殺未遂者等ハイリスク者向けリーフレットによる啓発	自殺未遂により救急搬送された方の心情を踏まえた、相談機関・窓口の利用を促すリーフレットの作成及び配布	健康福祉局 市立病院
12	子育てサポートブックを活用した啓発	子育て世代を対象とした、出産や育児、各種相談窓口等、子育てに関する情報を集めた冊子（子育てサポートブック）の活用による、相談窓口その他各種支援情報の周知	子供未来局 各区
13	健全母性育成事業による啓発活動の実施	助産師や保健師の学校訪問による、思春期のこころとからだの発達や生命の誕生等に関する健康教育の実施	子供未来局 各区
14	人権に関する啓発活動の実施	プロスポーツ組織と連携したスポーツイベントによる、人権に関する適切な理解の促進と人権相談窓口の周知	市民局
15	多様な性のあり方についての啓発活動の実施	ホームページ等を活用した、多様な性のあり方に関する適切な理解の促進や啓発活動の実施	市民局
16	障害者差別解消関連事業の実施	障害理解のための啓発事業「ココロン・カフェ」や市民協働啓発イベント「TAP (Together Action Project)」等による障害理解の促進	健康福祉局
17	障害者就労促進事業による障害者の就労環境についての理解促進	「障害者雇用促進セミナー」や「障害のある方の雇用促進フォーラム」による障害のある方の安定した雇用に向けた就労環境についての理解促進	健康福祉局

N o .	取組み	内容	局区等
18	S N S を活用した相談窓口の設置やその普及の検討	勤務問題や経済・生活問題等の解消・解決に向けた、S N S 活用による相談窓口の開設及びその普及の検討	健康福祉局
19	大学生向けの自死に関する適切な理解の普及啓発	福祉・看護系の大学生を中心に作成した啓発用グッズ（クリアファイル等）を用いた、身近な学生が仲間の立場から他の学生に向けて行う啓発活動や、自死の予防に関するパネル展示による啓発活動の実施	健康福祉局
20	ホームページ等を活用した相談窓口の周知	ホームページ等を活用した、自殺未遂者等ハイリスク者を含めた市民向けの自死に関連する様々な困りごとや悩みについての相談機関の周知	健康福祉局
21	仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの綿センター）のリーフレット等による啓発	自殺未遂者等ハイリスク者に対する電話相談窓口に関するリーフレット等の作成及び配布	健康福祉局
22	アルコール・薬物問題に関する普及啓発活動の実施	主に高校生を対象とした、授業形式によるアルコール・薬物問題に関する適切な理解の促進	健康福祉局
23	ひきこもりに関する理解促進活動の実施	講演会等による、ひきこもりに関する適切な理解の促進や相談機関の周知	健康福祉局
24	発達障害者の家族教室・家族サロン（発達障害に関する理解促進）の実施	発達障害のある方の家族を対象とした、ピアサポートの手法を用いた発達障害に関する適切な理解の促進、支援制度や相談機関の周知	健康福祉局
25	地域支え合い活動推進のための講演会の実施	市民を対象とした、講演会等による、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための住民同士の支え合い活動に関する機運の醸成	健康福祉局
26	高齢者虐待防止に関する啓発	介護サービス事業者等を対象とした、高齢者虐待防止等についての集団指導の実施	健康福祉局
27	企業向けの健康づくり推進の取組み	各健康保険組合等の保険者や商工会議所等と連携した、健康づくりに関する普及啓発活動の実施	健康福祉局

N o .	取組み	内容	局区等
28	宮城労働局等の外部相談支援機関の利用促進に向けた周知	事業所へのメンタルヘルス向上のための情報提供と、従業員数が少ない事業所を対象とした、勤務問題等に係る外部相談支援機関の利用を促すための周知	健康福祉局
29	がん予防に関する普及啓発活動の実施	企業等と連携した、がん予防に関する理解の促進やがん検診の受診率向上に向けた啓発活動の実施	健康福祉局
30	市民医学講座の実施	市民を対象とした、様々な病気に対する基礎的な予防法や治療法、健康づくり等についての普及啓発の実施	健康福祉局
31	薬物乱用防止に関する啓発活動の実施	広く市民を対象とした、リーフレットやホームページ等の情報提供ツールによる、薬物乱用に関する適切な理解の促進	健康福祉局
32	いじめに関する市民向けの啓発活動の実施	広く市民を対象とした、いじめの定義や社会全体でいじめ防止に取り組むことの重要性について理解を広めるための様々な手法を用いた啓発活動の実施	子供未来局
33	いじめに関する相談支援の仕組みづくりと相談窓口の周知	主に児童生徒や保護者を対象とした、いじめに関する相談支援の効果を高める仕組みづくりと、リーフレットやホームページ等による相談窓口の周知	子供未来局
34	子どもの権利に関する意識啓発	新中学生の保護者へのパンフレットの配布を通じた、思春期の子どもたちの権利侵害の防止及び健全育成に関する啓発	子供未来局
35	児童虐待対応講演会の実施	子どもに関わる関係機関の職員等を対象とした、児童虐待防止や子どもの権利擁護についての普及啓発の実施	子供未来局
36	中小企業の表彰制度の実施	地域貢献・社会的課題解決と従業員のワーク・ライフ・バランス推進等も含む魅力的な職場環境づくりに優れた取組みを行う中小企業の表彰	経済局
37	学生・青年期層向けの心の健康づくりや相談窓口の啓発	学生や青年期層を対象とした、心の健康に関する適切な理解促進のための健康教育の実施や相談窓口周知に関するリーフレット配布	青葉区 宮城野区 太白区 泉区

No.	取組み	内容	局区等
38	道徳教育の充実	道徳教育を要とした、学校の教育活動全体を通じた命を大切にする心や思いやりの心の醸成	教育局
39	命を大切する教育の推進	全市立学校における「命を大切にする教育」を通じた、いじめ防止に関する理解の促進	教育局
40	教職員向け人権教育研修の実施	教職員を対象とした、セクシュアル・マイノリティ等、多様性を認め合うための適切な理解の促進	教育局
41	人権教育によるセクシュアル・マイノリティへの理解促進	児童生徒を対象とした、人権教育資料「みとめあう心」の活用によるセクシュアル・マイノリティに対する適切な理解の促進	教育局
42	自分づくり教育の推進	全市立学校における「たくましく生きる力育成プログラム」等を通じた、学習意欲や社会性の向上、自立に必要な態度や能力の育成	教育局
43	いじめ防止「きずな」サミットの開催	全市立小中学校・中等教育学校の児童生徒による意見交換・グループワークを通じた、いじめ防止に向けた機運醸成	教育局
44	いじめ防止「きずな」キャンペーンの実施	全市立学校における命の大切さやいじめについて考える授業を通じた、命を大切にする心と思いやりを大切にする心の醸成	教育局
45	いじめストップリーダー研修による啓発活動の実施	全市立中学校・中等教育学校代表生徒の合宿研修を通じた、生徒による主体的ないじめ防止活動の推進	教育局
46	いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」による啓発活動の実施	いじめの防止と早期発見を目的とした、家庭・地域向けパンフレットによる理解の促進	教育局

【方向性2】 人材の確保と育成に関する取組み

No.	取組み	内容	局区等
47	アディクション関連問題研修の実施	各区保健福祉センター職員を対象とした、東日本大震災の被災者等に見られるアルコールや薬物等依存関連問題への適切な対応を学ぶ研修の実施	健康福祉局 各区
48	災害後メンタルヘルス研修の実施	被災者支援に関わる関係機関の職員を対象とした、災害後のメンタルヘルス支援やコミュニティづくり支援に関する研修の実施	健康福祉局 各区
49	相談対応業務従事職員への専門的助言の提供	相談対応業務に従事する職員を対象とした、困難ケースに対する支援力向上に向けての専門家からの助言の提供	健康福祉局 各区
50	精神障害者家族教室（心理教育による家族の対応力向上）の実施	精神障害・精神疾患のある方の家族を対象に、精神障害に対する適切な知識の獲得や対応力向上に向けた心理教育の実施	健康福祉局 各区
51	地域住民や団体向けゲートキーパー養成研修の実施	地域住民や相談員等を対象とした、悩みを抱えている方への基本的対応についての研修の実施	健康福祉局 各区
52	認知症高齢者等の家族交流会（認知症に関する適切な対応方法の獲得支援）の実施	認知症の方の家族を対象とした、認知症に対する適切な知識や対応力向上に向けた家族交流会の実施	健康福祉局 各区
53	介護予防運動サポーターの養成	高齢者の介護予防を目的とした介護予防自主グループの運営を担う、介護予防運動サポーターの養成	健康福祉局 各区
54	介護経験者による認知症介護講座と相談会の実施	市民を対象とした、要介護者への適切な対応方法等を学ぶための介護経験者の講話及び相談会の開催	健康福祉局 各区
55	地区健康教育（健康問題に関する適切な対応方法の啓発）の実施	地域住民・団体、企業等を対象とした、健康問題に伴う様々な困りごとや悩みに対する適切な対応方法の啓発	健康福祉局 各区
56	性暴力被害支援者専門研修の実施	性暴力被害者と接する可能性のある相談員等を対象とした、ジェンダーの視点を意識した専門的な被害者支援研修の実施	市民局

No.	取組み	内容	局区等
57	多重債務府内窓口職員対象研修会の実施	多重債務の基礎的知識や対応力の向上を目的とした、市職員向け研修の実施	市民局
58	障害者差別解消に係る職員研修の実施	市職員を対象とした、障害者差別解消の推進に関する対応要領に基づく研修の実施	健康福祉局
59	障害理解サポート（ココロン・サポート）養成研修の実施	障害のある方を講師とする、企業・団体等向け研修の実施による、障害に対する良き理解者の養成	健康福祉局
60	自殺未遂者等ハイリスク者支援のための協働支援ツールの作成と活用	地域の様々な関係機関と協働するためのアセスメントや支援方針・支援計画立案のための協働支援ツールの作成と利用促進	健康福祉局
61	自殺未遂者等ハイリスク者支援研修の実施	保健、医療、教育、労働、司法、福祉等の関係機関職員を対象とした、人材育成研修の実施	健康福祉局
62	震災後心のケア従事職員研修の実施	各区保健福祉センターや精神保健福祉総合センターにおける震災後心のケアに関わる職員向けの研修や事例検討会の実施	健康福祉局
63	心の健康対応力向上研修の実施	かかりつけ医等を対象とした、うつ病等の精神疾患の知識や診断に関する研修の実施	健康福祉局
64	精神障害者家族支援（人材育成）の実施	精神障害者の家族支援活動を牽引し支援の質を維持・向上させるための家族スタッフ育成研修の実施	健康福祉局
65	当事者活動（ピアカウンティング）におけるリーダーの育成	ピアカウンセリング（同じ立場にある仲間同士によって行われる相互支え合い）講座を通じた、当事者活動を牽引するリーダーの養成	健康福祉局
66	ピア相談員（ピアサポート）の育成	精神障害者を対象とした、ピアサポート活動に関する研修や実習活動の実施	健康福祉局
67	関係機関職員向けゲートキーパー養成研修の実施	行政窓口、教育機関、労働関係機関、地域の相談関係機関の職員を対象とした、適切な対応を学ぶための研修の実施	健康福祉局
68	企業等向けゲートキーパー養成研修の実施	従業員の困りごとや悩み、心身の健康保持に関して適切に対処できる企業の担当者の育成に向けた様々な研修の実施	健康福祉局

No.	取組み	内容	局区等
69	アルコール・薬物問題研修の実施	地域の相談機関の職員を対象とした、アルコールや薬物に関する問題の適切な理解と適切な対応を学ぶための研修の実施	健康福祉局
70	教職員向け思春期問題研修の実施	思春期の子どもに関わる教職員や関係機関職員を対象とした、思春期精神保健についての理解を深め、対応を学ぶための研修講座の実施	健康福祉局
71	ひきこもり者の家族教室（ひきこもりに関する適切な対応方法の獲得支援）の実施	ひきこもりの方の家族を対象とした、ひきこもりに関する適切な理解を深め、対応を学ぶための家族教室の開催	健康福祉局
72	アルコール問題や薬物関連問題のある方の家族向け研修の実施	アルコール問題や薬物関連問題のある方の家族を対象とした、アルコールや薬物に関する適切な理解や対応を学ぶための研修の実施	健康福祉局
73	子どもの支援に取り組む団体への講演や研修の実施	子どものこころのケアに取り組む民間団体や公的機関を対象とした、講演や研修の実施	健康福祉局
74	発達障害者家族教室・家族サロン（発達障害に関する適切な対応方法の獲得支援）の実施	発達障害のある方の家族を対象とした、発達障害に関する適切な知識や対応を学ぶための家族教室・家族サロンの実施	健康福祉局
75	発達障害支援に関する専門研修の実施	発達障害のある方を支援する関係機関職員等を対象とした、発達障害に関する専門的知識や援助技術についての研修の実施	健康福祉局
76	訪問型の生活支援活動を行う住民主体の団体への支援	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、多様なサービスを提供する住民主体の団体等に対する、補助及び研修会等の実施	健康福祉局
77	認知症サポーターの養成講座の実施	企業、事業所、団体、学校、町内会等を対象とした、認知症の方やその家族を見守る認知症サポーターを養成するための研修の実施	健康福祉局

No.	取組み	内容	局区等
78	民間団体相談員向け人材育成研修実施の支援	様々な悩みごとに対する電話相談を行う民間団体（仙台いのちの電話）の対応力向上研修にかかる研修費用の助成	健康福祉局
79	児童虐待防止推進員養成研修の実施	幼稚園・保育所・児童館の職員を対象とした、児童虐待の早期発見・対応に関する研修の実施	子供未来局
80	妊産婦・新生児訪問指導従事者向け研修の実施	エジンバラ産後うつ病質問票に関する講話や事例検討による、産後うつ病の早期発見や対応力向上を目的とした研修会の実施	子供未来局
81	専門学校教員に対する青年期メンタルヘルスに関する研修の実施	専門学校教員を対象とした、青年期のメンタルヘルスに関する知識や適切な対応方法についての研修の実施	青葉区
82	いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の配置	いじめの未然防止や早期対応に向けた、全市立中学校、中等教育学校及び特別支援学校へのいじめ対策専任教諭、市立小学校への児童支援教諭の配置	教育局
83	児童生徒の問題に適切に対応するための教職員研修の実施	管理職や教諭を対象とした、児童生徒に対する理解力や子どもの自死のサインに対する気づきを高め、適切に対応するための研修の実施	教育局
84	いじめ問題に関する内容を含んだ教職員向け各種研修の実施	新任教諭や新任校長・教頭、養護教諭、事務職員を対象とした、いじめ防止に関する基礎的な知識や、学校経営、校内協働体制等、各職階に応じた体系的な研修の実施	教育局
85	命を大切にする授業（自死予防教育研修）の実施	子どものSOSに気づき、困りごとの解消に取り組める教職員の育成に向けた研修の実施	教育局
86	自死予防教育に関する教職員研修の実施	自死予防教育の必要性や方向性、具体的な進め方等に関する教職員向け研修の実施	教育局
87	確かな学力の育成に向けた教員研修の実施	児童生徒の基礎的知識・技能の定着や応用力の育成、学習意欲の向上等を図るための、教員向け提案授業の公開や授業力レベルアップ研修等の実施	教育局

No.	取組み	内容	局区等
88	スクールカウンセラーの配置	いじめや不登校等の諸問題を抱える児童生徒を心理的側面から支援するスクールカウンセラーの全市立学校への配置	教育局
89	スクールカウンセラー向けの専門性向上研修の実施	スクールカウンセラーを対象とした、スーパーバイザーによる助言指導や、専門性向上のための各種研修の実施	教育局
90	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携に関する教員用資料の活用	「スクールカウンセラーの効果的活用」等の指導資料による、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携に関する教員の対応力の向上	教育局
91	いじめ・不登校問題に関する教員用指導資料の活用	「いじめ対策ハンドブック」、「いじめ防止マニュアル」、「不登校対策マニュアル」等の指導資料による、いじめや不登校問題に対する教員の理解力と対応力の向上	教育局
92	「さわやか相談員」の配置	児童生徒の話し相手となり、悩みや不安を気軽に相談することができる「さわやか相談員」の市立小中学校（一部）への配置	教育局
93	いじめ対策担当教諭向け研修の実施	いじめ対策担当教諭を対象とした、いじめ問題に関する知識や対応、各学校におけるいじめ対策等の具体的な実践例を学ぶための研修の実施	教育局
94	アルコール関連問題対応研修の実施	市立病院職員を対象とした、アルコール問題を抱える方に対する心身両面からの回復促進的支援を行うための能力向上研修の実施	市立病院
95	入院患者に対する傾聴ボランティアの養成研修・スキルアップ研修の実施	市立病院入院中の患者が安心して過ごせるよう、患者の話に耳を傾け、気持ちに寄り添う傾聴ボランティアの養成研修やスキルアップ研修の実施	市立病院

【方向性3】 対象に応じた支援に関する取組み

No.	取組み	内容	局区等
96	児童、高齢者、障害者に対する虐待相談の実施	各区保健センターや児童相談所への専門職員配置による虐待に関する相談支援の実施	健康福祉局 子供未来局 各区
97	学習・生活サポート事業、中途退学未然防止等事業の実施	生活困窮世帯の中高生を対象とした、学習支援や居場所の提供、保護者に対する相談支援の実施	健康福祉局 子供未来局
98	生活保護の実施	生活に困窮する方や生活保護を受給している方を対象とした、生活全般の自立助長に係る相談等の実施	健康福祉局 各区
99	成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用にあたり、親族の不在により家庭裁判所への申立を行えない方等を対象とした、市長による申立や後見人等報酬の助成による利用支援	健康福祉局 各区
100	障害者差別解消相談の実施	各区保健センターへの専門職員配置による、障害者差別の解消に関する相談支援の実施	健康福祉局 各区
101	被災者心のケア支援、被災者健康支援の実施	各区保健センターや精神保健福祉総合センター等の関係機関の連携による、アウトリーチを主体とした東日本大震災の被災者への健康支援、コミュニティづくりの支援、孤立防止の相談の実施	健康福祉局 各区
102	こころの健康相談の実施	こころの不調やアルコール問題等の精神的な悩みを抱える市民を対象とした、精神科医等による相談の実施	健康福祉局 各区
103	精神障害者家族教室（家族の交流の場）の実施	精神障害のある方の家族を対象とした、孤立の予防や解消を図るために家族同士での悩みの共有や交流の機会の提供	健康福祉局 各区
104	障害者総合相談の実施	障害のある方を対象とした、各区保健センターの保健師、社会福祉主事、精神保健福祉相談員等による、総合的な生活相談の実施	健康福祉局 各区
105	自殺未遂者等の家族等への支援	自殺未遂者等の家族等を対象とした、電話や訪問等による相談支援の実施	健康福祉局 各区
106	難病相談の実施	難病の方やその家族を対象とした、保健師、看護師、栄養士等による相談の実施や支援情報の提供	健康福祉局 各区

No.	取組み	内容	局区等
107	難病医療相談会の実施	難病を治療中の方やその家族を対象とした、専門医等による情報提供や相談の実施	健康福祉局 各区
108	シニア世代向け健康づくり講座の実施	高齢者の介護予防を目的とした、各種講座の実施を通じた自主グループ育成と自主グループによる地域における通いの場の提供	健康福祉局 各区
109	被災者向け介護予防・コミュニティ形成事業（運動教室）の実施	復興公営住宅の入居者等を対象とした、運動教室による新たな交流の場の提供と、生活不活発病や閉じこもりの予防支援	健康福祉局 各区
110	介護予防自主グループによる支援	高齢者の介護予防を目的とした、介護予防自主グループによる地域における通いの場の提供	健康福祉局 各区
111	認知症高齢者等の家族交流会の実施	認知症の方の介護家族の心理負担軽減を目的とした、家族同士による交流会の実施	健康福祉局 各区
112	健康相談の実施	市民が抱える様々な心身の健康問題に関する、保健師、栄養士等による個別相談の実施	健康福祉局 各区
113	被災者向けの健康教室や交流会の実施	東日本大震災の被災者を対象とした、心身の健康増進や孤立予防に向けた様々な健康教室や交流会の実施	健康福祉局 各区
114	禁煙対策の実施	禁煙希望者を対象とした、禁煙サポートの推進	健康福祉局 各区
115	エイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	早期発見や早期治療のためのエイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	健康福祉局 各区
116	肝炎ウイルス検査陽性者へのフォローアップの実施	早期治療や重症化予防を目的に、肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップの実施	健康福祉局 各区
117	精神障害者小集団活動の実施	回復途上にある在宅の精神障害のある方を対象とした、社会復帰や仲間づくりのための集団でのレクリエーション活動等の実施	健康福祉局 青葉区 若林区 太白区

No.	取組み	内容	局区等
118	子供家庭総合相談の実施	18歳未満の子どもやその家族を対象とした、保健及び福祉サービスの総合的な相談の実施	子供未来局各区
119	子どものこころのケア事業の実施	幼児健康診査における、「こころとからだの相談問診票」を用いた母子の心身面の不安やストレス等の把握と相談、及び「子どものこころの相談室」(18歳未満の子どもを対象とした、児童精神科医や臨床心理士による専門的な相談)の実施	子供未来局各区
120	妊産婦・新生児等訪問指導の実施	生後4か月までの乳児がいる家庭を対象とした、保健師、助産師による育児の相談及び産後うつ病等の母親の心理面の把握と継続的な支援	子供未来局各区
121	母子健康手帳交付時における保健指導の実施	母子健康手帳交付時の保健師・看護師等専門職による、妊婦の心身状態のアセスメントと保健指導の実施	子供未来局各区
122	母親教室・両親教室の実施	妊産婦等を対象とした、母親教室や両親教室による、育児に関する適切な知識の提供や個別相談の実施	子供未来局各区
123	地区育児相談会の実施	子育てサロンや児童館での保健師による子育てに関する個別相談の実施	子供未来局各区
124	保育サービス相談員による支援	保育サービス相談員による保育サービスに関するきめ細かな情報提供や、サービスの利用支援の実施	子供未来局各区
125	育児ヘルプ家庭訪問の実施	児童の養育に伴う体調不良や不安、孤立感等を抱える家庭を対象に、児童の養育の安定と健全な育成を目的とした、育児ヘルパーや専門指導員による訪問支援の実施	子供未来局各区
126	婦人保護の実施	DV被害を受けた女性等を対象とした、婦人相談員による自立支援等の実施	子供未来局各区
127	女性相談の実施	女性が抱える様々な悩みに関する電話や面接による相談の実施（必要に応じ就業自立相談や弁護士による法律相談の実施）	市民局

No.	取組み	内容	局区等
128	女性への暴力に関する電話相談の実施	DVや性暴力の被害等、女性への暴力に関する悩みを抱えている方を対象とした、電話相談の実施	市民局
129	女性のための自立支援の実施	DV被害やシングルマザー等困難な状況にある女性を対象とした、当事者同士のサポートグループ運営支援や、各種セミナー・講座の実施	市民局
130	労働相談の実施	社会保険労務士による、職場や仕事上の悩み等、労働に関する様々な問題についての相談の実施	市民局
131	犯罪被害者等支援総合相談の実施	犯罪被害者やその家族を対象とした、電話相談の実施	市民局
132	消費生活相談の実施	契約トラブルや多重債務等の消費生活に関する問題に対する、消費生活センターによる情報提供や必要に応じた助言・あっせんの実施	市民局
133	民生委員児童委員による相談・援助の実施	地域で援助を必要とする方を対象とした、民生委員児童委員による、生活相談や福祉サービス利用のための情報提供	健康福祉局
134	日常生活自立支援事業の実施	認知症や知的障害・精神障害等により、判断能力が十分でない方が、地域で自立した生活を送るための、福祉サービスの利用援助や金銭管理に関するサービスの提供	健康福祉局
135	生活困窮者自立支援制度による自立相談支援等の実施	生活困窮者を対象とした、自立相談支援や就労準備支援等の実施	健康福祉局
136	被災者生活再建支援の実施	応急仮設住宅入居世帯の生活再建に向けた、新たな住まいへの移行支援や、健康面等に課題がある方への健康支援や見守り等支援の実施	健康福祉局
137	聴覚障害者に対する情報保障の実施	主に聴覚障害のある方等を対象とした、手話通訳者の派遣や窓口でのタブレット活用によるコミュニケーション支援の実施	健康福祉局

No.	取組み	内容	局区等
138	障害者就労支援センターによる支援	障害のある方を対象とした、雇用促進や就労定着を図るための総合的な支援の実施	健康福祉局
139	弁護士、司法書士、臨床心理士等と連携した相談会の実施	広く市民を対象とした、様々な困りごとや悩みについて、法律的・心理的側面から包括的に対応するための弁護士、司法書士、臨床心理士等による相談の実施	健康福祉局
140	ひきこもり地域支援センターによる支援	ひきこもり状態にある方やその家族を対象とした、訪問、面接等による相談支援の実施	健康福祉局
141	地域生活支援拠点の整備	障害のある方を対象とした、緊急時の受け入れ先確保や、緊急事態の未然防止のためのチーム支援をコーディネートする地域生活支援拠点の整備	健康福祉局
142	障害者相談支援事業の実施	障害のある方やその家族等を対象とした、地域で安心して暮らすための、障害福祉サービスや社会資源の利用に関する総合的な相談支援の実施	健康福祉局
143	障害者家族支援等推進事業の実施	障害のある方を対象とした、日中又は宿泊の介護サービスの提供	健康福祉局
144	医療的ケア障害児者等支援の実施	医療的ケアが必要な障害のある方を対象とした、短期入所事業所利用のための相談体制の確保	健康福祉局
145	精神障害者ピアカウンセリングの実施	精神障害のある方を対象とした、ピアカウンセリング（同じ立場にある仲間同士によって行われる相互支え合い）活動の実施	健康福祉局
146	精神障害者家族支援（相談支援・休息支援）の実施	精神障害のある方の家族を対象とした、相談支援や休息支援の実施	健康福祉局
147	こころの悩みに関する支援の実施	ひきこもりや家族関係の問題等、こころの悩みを抱える方を対象とした、来所相談等の実施	健康福祉局
148	こころの悩み電話相談（はあとライン）の実施	様々なこころの悩みに関する匿名の電話相談（日中帯）の実施	健康福祉局
149	こころの悩み電話相談（ナイトライン）の実施	様々なこころの悩みに関する匿名の電話相談（夜間帯）の実施	健康福祉局

No.	取組み	内容	局区等
150	仙台市自殺対策推進センターの整備	自殺未遂者等ハイリスク者へのアセスメント・見立てや様々な要因に合わせた支援方針の立案、一般救急や精神科医療機関等との連携をはじめとした多機関協働による支援、自死の予防についての普及啓発や人材育成等、地域の状況に応じた自殺対策の総合的な推進を担う機関の整備	健康福祉局
151	仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの継センター）電話相談の実施	自死に関連する悩みを抱えている方を対象とした、電話相談の実施や支援機関に関する情報の提供	健康福祉局
152	アルコール・薬物関連問題を抱える家族向けのミーティングの実施	アルコール問題や薬物問題を抱える方の家族を対象とした、感情や体験の整理や、健康状態の回復を目指す家族ミーティングの実施	健康福祉局
153	ひきこもり状態にある方の家族向けのミーティングの実施	ひきこもり状態にある方の家族を対象とした、心理的負担の軽減を図るための家族ミーティングの実施	健康福祉局
154	ひきこもり状態にある方への居場所の提供	ひきこもり状態にある方がひきこもりから回復する機会を得るための、家庭外で安心して過ごすことができる居場所の提供	健康福祉局
155	精神科デイケア（リワーク準備コース）による復職支援の実施	うつ病等による休職者を対象とした、復職に向けたリハビリテーションの実施	健康福祉局
156	発達障害や知的障害のある方等向けの相談支援の実施	乳幼児期から成人期までの生涯ケアを目的に、発達障害や知的障害等のある方やその家族を対象とした、相談支援の実施	健康福祉局
157	発達障害者等の家族教室・家族サロン（家族交流の場）の実施	発達障害のある方の家族を対象とした、心理的負担の軽減を図るための家族同士の悩みの共有や機会の提供	健康福祉局
158	高齢者相互支援活動を行う地区老人クラブ連合会への支援	一人暮らしの高齢者等の安否確認や話し相手等の友愛訪問活動を行う地区老人クラブ連合会への助成を通じた活動の支援	健康福祉局

No.	取組み	内容	局区等
159	地域社会福祉活動を行う老人クラブへの支援	一人暮らしの高齢者等の安否確認や話し相手等の友愛訪問活動、世代間交流活動等を行う老人クラブへの助成を通じた活動の支援	健康福祉局
160	抑うつ高齢者等地域ケアの実施	孤立しがちな高齢者等を対象とした、うつ病の早期発見・早期治療を促進するための訪問支援	健康福祉局
161	認知症カフェによる交流の場の提供	認知症の方やその家族を対象とした、孤立の予防や解消を図るための地域住民や専門職との交流機会の提供	健康福祉局
162	認知症電話相談窓口の実施	認知症の方や介護家族を対象とした、健康・介護等の悩みに関する電話相談の実施	健康福祉局
163	自死遺族支援団体への支援	自死遺族等に対する支援や啓発活動を行う団体への助成による、自死遺族への適切な情報提供や居場所づくりの推進	健康福祉局
164	がん患者の医療用ウィッグ購入への支援	がん患者の就労や社会参加等の両立支援を促進するための医療用ウィッグ購入費助成の実施	健康福祉局
165	各種がん検診の実施	市民を対象とした、がんの早期発見・早期治療のためのがん検診や精密検査の受診勧奨	健康福祉局
166	健康増進センターによる健康づくり支援の実施	生活習慣病予防、高齢者の介護予防、障害のある方の健康づくり等を目的とした、市民に対する専門的な健康づくり支援の実施	健康福祉局
167	おとな救急電話相談の実施	看護師等による急な病気やけがに対処するための助言や、受診可能な医療機関等に関する情報の提供	健康福祉局
168	のびすく（子育てふれあいプラザ等）の専門の相談員による相談支援の実施	のびすく（子育てふれあいプラザ等）の専門の相談員による、子ども・子育て支援に関するきめ細かな情報提供や相談支援の実施	子供未来局
169	産婦健康診査事業の実施	産後うつ病予防や新生児等への虐待防止等を目的に、出産後間もない時期の産婦を対象とした、健康診査に係る費用助成の実施	子供未来局

No.	取組み	内容	局区等
170	産後ケア事業の実施	出産直後の母子を対象とした、母親の身体的回復と心理的安定のための、宿泊または日帰りによる心身のケアや育児のサポート等の実施	子供未来局
171	子どもや子育てに関する相談の実施	子育ての悩みや不安、子どもや青少年自身の悩みごとに関する、電話相談、メール相談、面接相談の実施	子供未来局
172	青少年のための居場所支援の実施	不登校等の状況にある青少年を対象とした、社会活動への参加を促進するための居場所支援の実施	子供未来局
173	中小企業の経営環境に関する相談の実施	中小企業支援センターによる、中小企業の経営や創業、融資等に関する相談支援の実施	経済局
174	中小企業への金融支援の実施	女性活躍や次世代育成、若者の採用・育成、ダイバーシティ経営等、働き方改革に取り組む中小企業者を対象とした融資の実施	経済局
175	少人数授業によるきめ細かな指導の実施	市立小学校1年生から3年生を対象とした、非常勤講師による基礎的な学習内容のより確実な習得に向けた少人数授業の実施	教育局
176	学級生活等のアンケート調査を通じた生徒支援の実施	学校における様々な問題の未然防止や早期対応に向けた、全市立中学生を対象とした、アンケート調査による友達づくりやよりよい学校生活を送るための支援	教育局
177	児童生徒の心のケア（心とからだの健康調査）の推進	中長期的な心のケアを目的に、市立学校の児童生徒を対象とした、心とからだの健康チェックの実施	教育局
178	スクールカウンセラーによる支援	全市立学校へ配置したスクールカウンセラーによる、いじめや不登校等の諸問題を抱える児童生徒に対する心理的側面からの支援の実施	教育局
179	いじめに関するSNSを活用した相談窓口の設置	中学生の多くが利用するSNSを活用したいじめ相談窓口の設置による、いじめの早期発見、状況に応じた対応と問題解決の推進	教育局

No.	取組み	内容	局区等
180	震災に伴う心のケア推進事業の実施	精神科医や臨床心理士等による、東日本大震災の精神面への影響が心配される児童生徒への対応や教職員への助言の実施	教育局
181	スクールソーシャルワーカーによる支援の実施	スクールソーシャルワーカーによる、児童生徒や保護者が抱える問題の解決に向けた環境調整の実施	教育局
182	24時間いじめ相談専用電話の実施	児童生徒やその保護者を対象とした、いじめの早期発見と問題解決に向けた電話相談の実施	教育局
183	「いじめ対策支援員」による巡回指導	教員退職者等からなる「いじめ対策支援員」による、いじめ事案を抱える小学校に対する巡回指導	教育局
184	いじめ不登校対応支援チームによる学校支援の実施	全市立学校を対象とした、いじめ不登校対応支援チーム（教育委員会職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成）の訪問による教職員との連携や支援体制等に関する情報交換、指導助言の実施	教育局
185	児童生徒に対する適応指導事業の実施	「仙台市適応指導センター・児遊の杜」や「適応指導教室・杜のひろば」における、不登校児童生徒の個々の事情に応じた支援の実施	教育局
186	心のケア緊急支援の実施	災害や事故等により精神的なストレスを受けた市立学校の児童生徒や保護者、教職員を対象とした、スクールカウンセラー等による緊急支援の実施	教育局
187	救急搬送された自殺未遂者等ハイリスク者への相談支援の実施	自殺企図・自傷行為により救命救急センターを受診した患者を対象とした、精神科スタッフによる相談支援の実施	市立病院
188	入院患者に対する治療と仕事の両立支援の実施	市立病院入院中の患者を対象とした、治療と仕事を両立するための相談支援の実施	市立病院
189	入院患者に対する傾聴ボランティア活動の実施	市立病院入院中の患者を対象とした、市民ボランティアによる傾聴活動の実施	市立病院

【方向性4】 自殺対策に関するネットワークの構築に関する取組み

No.	取組み	内容	局区等
190	仙台市自殺総合対策庁内連絡会議及び関係部局所管の協議会等による施策展開	府内関係部局による自殺対策に関する情報共有・課題整理、重点対象に関わる関係部局所管の各種協議会等との情報共有に基づく協調的な施策展開	市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 各区 教育局 市立病院
191	要保護児童対策地域協議会による連携推進	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための、児童相談所、各区保健福祉センター、保育所、学校等の子どもに関わる関係機関による連携推進	子供未来局 各区
192	児童虐待対応のための医療ネットワークの構築	拠点病院（市立病院）に配置されたコーディネーターによる、地域の医療機関への助言を通じた、児童虐待対応のためのネットワーク構築	子供未来局 市立病院
193	宮城県犯罪被害者支援連絡協議会への参画による関係機関との連携推進	県や宮城県警察、国、支援団体等で構成する宮城県犯罪被害者支援連絡協議会への参画による各関係機関との連携の推進	市民局
194	地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動の実施	町内会、民生委員、ボランティア団体等の福祉団体との連携による、見守り等の安否確認活動やサロン、買い物支援等の生活支援活動の実施	健康福祉局
195	高齢者・障害者の見守り活動のための連携推進	高齢者や障害のある方への見守り活動の充実を目的とした、日本郵便株式会社との連携の推進（高齢者・障害者世帯への郵便配達の機会を活用した、異変発見時の本市相談機関等への連絡・相談等）	健康福祉局
196	ひきこもり支援のための関係機関の連携推進	ひきこもり状態にある方やその家族の状況に応じた適切な支援の提供に向けた、ひきこもり地域支援センター、精神保健福祉総合センター、発達相談支援センター等の関係機関の連携の推進	健康福祉局

No.	取組み	内容	局区等
197	震災後心のケア従事担当者会議による連携推進	東日本大震災の被災者の心のケアの課題に対応できるよう、地域、行政、関係機関等での情報共有を目的とした多機関連携の推進	健康福祉局
198	仙台市自殺対策連絡協議会による関係機関の連携推進	保健、医療、教育、労働、司法、福祉等の関係機関や団体による自殺対策に関する多角的、総合的な協議を通じた連携推進	健康福祉局
199	被災者支援のための地域総合支援事業による連携推進	精神保健福祉総合センターにおける各区保健福祉センターとの共同訪問等を通じた、東日本大震災の被災者支援に関わる関係機関との連携の推進	健康福祉局
200	複雑困難事例等支援のための地域総合支援事業による連携推進	精神保健福祉総合センターにおける各区保健福祉センターとの共同訪問等を通じた複雑困難事例等に関わる関係機関との連携の推進	健康福祉局
201	アルコール問題対策連絡会議による連携推進	精神保健福祉総合センター、各区保健福祉センター、断酒会、医療機関等のアルコール問題に関わる関係機関との情報共有を通じた、連携の推進	健康福祉局
202	仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの糸センター）を中心とした関係機関のネットワークの構築	仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの糸センター）を中心とした多機関協働支援のための関係機関のネットワークの構築	健康福祉局
203	自死遺族支援に関わる関係機関や団体の連携推進	自死遺族等からの相談を担っている関係機関や団体の相互の連携推進	健康福祉局
204	せんだい健康づくり推進会議による関係機関の連携推進	全国健康保険協会宮城支部、宮城産業保健総合支援センター等、勤労者の健康増進に関わる各機関の取組み状況や課題の共有	健康福祉局
205	宮城県地域両立支援推進チームへの参画による関係機関の連携推進	労働組合、医師会、地域の中核医療機関等の関係機関で構成する宮城県地域両立支援推進チームによる治療と仕事の両立支援への参画と課題の共有	健康福祉局

N o .	取組み	内容	局区等
206	仙台市青少年対策関係六機関合同会議の開催	児童生徒の抱える課題解決に向けた、子供未来局、教育局、健康福祉局内の6機関による研修会やケース検討を通じた連携の推進	子供未来局
207	各区障害者自立支援協議会による連携推進	各区保健福祉センター・障害福祉サービス事業所等による障害者等の地域生活支援のための連携の推進	各区
208	復興公営住宅等コミュニティ支援の実施	復興公営住宅等における孤立化防止や円滑なコミュニティ運営のため、町内会長・自治会長への相談対応等を通じた、地域の支え合いネットワークの構築	各区
209	児童虐待防止ネットワーク会議による連携推進	児童相談所、各区保健福祉センター等の関係機関による、児童虐待の防止に向けた連携の強化	宮城野区
210	学校支援地域本部による地域ボランティアと学校の効果的な連携推進	地域ぐるみで子どもを育てる観点から、学校の求めに応じて地域ボランティア（地域住民、地元企業等）が協力することを通じた、学校・家庭・地域社会の連携推進	教育局
211	コミュニティ・スクール検討委員会の開催	学校運営協議会の設置による、学校・家庭・地域社会が一体となった教育の実現に向けた、地域とともに歩む学校づくりの推進	教育局
212	スクールソーシャルワーカーによる学校と関係機関の連携	児童生徒や保護者を取り巻く環境への働きかけや関係機関・団体との連絡調整を通じた、いじめや不登校等の問題解決を図るための連携推進	教育局
213	スクールカウンセラー連絡協議会による連携推進	スクールカウンセラー等を対象とした定期的な会議を通じた、学校内での効果的な相談や連携体制に向けた協議と実践例の報告による校内連携の推進	教育局
214	スクールカウンセラー調査研究委員会による連携推進	教員、スクールカウンセラー等で構成する委員会における「心の教育」に関する調査研究や学校とスクールカウンセラーの連携推進	教育局

第6章 対策を推進する体制

(1) 自殺対策の評価・検証

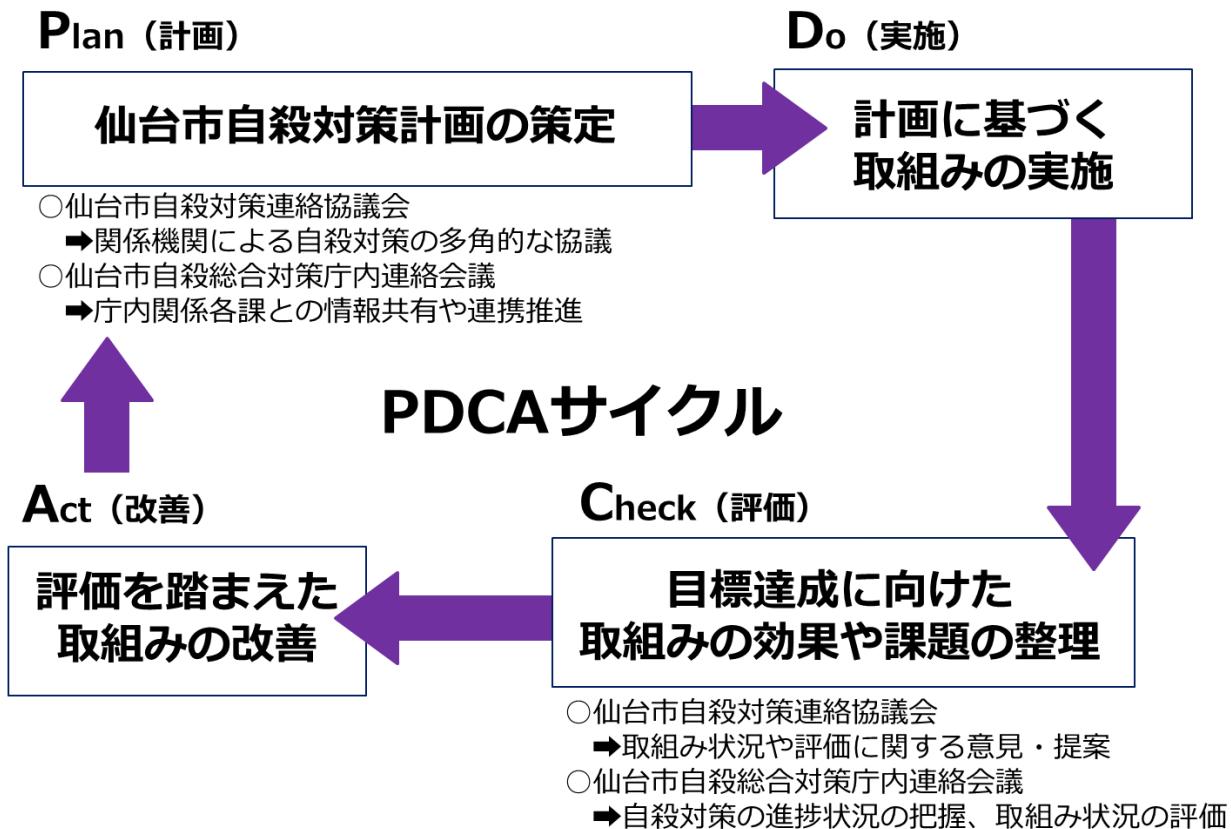
計画目標の達成に向けて、P D C A サイクルにより毎年度、本計画に基づく取組みの評価・検証を行い、さらに国、宮城県の動向を踏まえつつ、本計画の実効性を高めるために必要な改善を図ります。

(2) 推進体制

府内関係部局で構成する仙台市自殺総合対策庁内連絡会議において、自死の現状分析や、本計画に基づく自殺対策の進捗状況の把握、共有を行うとともに、取組み状況の評価を行います。

その結果は、学識経験者、関係機関・団体、自死遺族等の外部委員により構成される仙台市自殺対策連絡協議会に報告し、本市の取組み状況や評価について意見・提案を求めながら、本計画の進捗状況の管理や見直しに生かしていきます。

P D C A サイクルのイメージ（図 6－1）



資料編

本計画の策定経過

時期	内容
平成 29 年 10 月	平成 29 年度第 1 回仙台市自殺総合対策庁内連絡会議 仙台市における取組みの方向性及び今後の取組みについて等 平成 29 年度第 1 回仙台市自殺対策連絡協議会 仙台市における取組み状況、自殺対策計画の策定について等
平成 30 年 1 月	平成 29 年度第 2 回仙台市自殺総合対策庁内連絡会議 自殺対策計画の構成案、被災者支援における自殺対策について等 平成 29 年度第 2 回仙台市自殺対策連絡協議会 自殺対策計画の構成案、被災者支援における自殺対策について等
平成 30 年 5 月	平成 30 年度第 1 回仙台市自殺総合対策庁内連絡会議 勤労者及び自殺未遂者等ハイリスク者への対策について等 平成 30 年度第 1 回仙台市自殺対策連絡協議会 勤労者及び自殺未遂者等ハイリスク者への対策について等
平成 30 年 8 月	平成 30 年度第 2 回仙台市自殺総合対策庁内連絡会議 若年者における自殺対策、計画全体構成案について等
平成 30 年 9 月	平成 30 年度第 2 回仙台市自殺対策連絡協議会 若年者における自殺対策について
平成 30 年 10 月	平成 30 年度第 3 回仙台市自殺対策連絡協議会 (仮称) 仙台市自殺対策計画骨子案について
平成 30 年 11 月	平成 30 年度第 3 回仙台市自殺総合対策庁内連絡会議 (仮称) 仙台市自殺対策計画中間案について等 平成 30 年度第 4 回仙台市自殺対策連絡協議会 (仮称) 仙台市自殺対策計画中間案について等
平成 30 年 12 月	中間案に対する市民意見募集 募集期間：平成 30 年 12 月下旬～平成 31 年 1 月下旬
平成 31 年 3 月	平成 30 年度第 5 回仙台市自殺対策連絡協議会 仙台市自殺対策計画（最終案）について 仙台市自殺対策計画策定

市民意見募集の概要

① 実施概要

○意見募集期間

- ・平成 30 年 12 月 21 日（金）から平成 31 年 1 月 21 日（月）まで

○意見提出方法

- ・郵送
- ・ファクシミリ
- ・E メール

○資料の配布・閲覧場所

- ・市政情報センター、区情報センター
- ・区役所・総合支所総合案内、市民センター等
- ・市ホームページ

② 意見提出人数・件数

○人数

- ・14 名（郵送 2 名、ファクシミリ 3 名、E メール 9 名）

○件数

- ・28 件（1 名につき複数提出された意見は複数件として集計）

③ 意見内訳

計画全般		
計画全般に関するもの		1
第 3 章 基本的な考え方		
(1) 基本認識		2
(2) 基本理念		1
第 4 章 具体的取組み		
【方向性 1】 一人ひとりの気づきと見守りの推進		4
【方向性 2】 人材の確保と育成		4
【方向性 3】 対象に応じた支援		3
【重点対象 1】 若年者		6
【重点対象 2】 勤労者		2
【重点対象 3】 自殺未遂者等ハイリスク者		3
【重点対象 4】 被災者		1
第 5 章 対策を推進する体制		
(1) 自殺対策の評価・検証		1
総数		28

(単位：件)

仙台市自殺対策連絡協議会委員名簿

	委員氏名	所属	備考
会長	土井 浩之	仙台弁護士会	
職務代理者	望月 美知子	宮城県精神神経科診療所協会	
委員	秋田 恭子	宮城県臨床心理士会	
委員	浅沼 孝和	仙台市医師会	
委員	伊藤 美奈	宮城県精神保健福祉士協会	～H30. 8. 31
委員	大友 まり子	仙台市民生委員児童委員協議会	
委員	岡崎 史子	仙台市立病院総合サポートセンター	～H30. 3. 31
委員	小熊 隆造	仙台労働基準監督署	～H30. 3. 31
委員	折腹 実己子	仙台市地域包括支援センター連絡協議会	
委員	小高 晃	宮城県精神科病院協会	
委員	佐々木 賢一	宮城労働局労働基準部健康安全課	H30. 4. 1～
委員	佐藤 一司	宮城産業保健総合支援センター	
委員	佐藤 淳	宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課	
委員	佐藤 泰啓	宮城大学看護学群看護学類	
委員	志賀 琢	仙台市中学校長会	～H30. 3. 31
委員	鈴木 琴似	みやぎの萩ネットワーク	
委員	田中 幸子	藍の会 ／ 全国自死遺族連絡会	
委員	千葉 恵理子	宮城県司法書士会	
委員	土合 真紀子	エル・ソーラ仙台相談支援課	
委員	戸澤 美和	仙台市立病院総合サポートセンター	H30. 4. 1～
委員	永井 恵	仙台いのちの電話事務局	
委員	松良 千廣	宮城県私立中学高等学校連合会	
委員	山田 威彦	仙台市中学校長会	H30. 4. 1～
委員	渡部 裕一	宮城県精神保健福祉士協会	H30. 9. 1～

(会長及び職務代理者を除き五十音順・敬称略)

仙台市自殺対策連絡協議会設置要綱

(平成 19 年 11 月 8 日市長決裁)

(設置)

第1条 自殺対策の取組みについて本市、関係機関、関係団体等が連携し、本市における自殺対策の推進を図るため、仙台市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自殺の現状把握に関する事項
- (2) 自殺予防対策に関する事項
- (3) 自殺者の遺族に対する支援に関する事項
- (4) その他自殺対策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自殺対策の関係機関又は関係団体に所属する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害者支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるものほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月8日から実施する。

附 則（平成22年4月1日改正）

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月31日改正）

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

仙台市自殺総合対策庁内連絡会議設置要綱

(平成 22 年 9 月 8 日健康福祉局長決裁)

(設置)

第1条 仙台市における自殺総合対策について、自殺リスクの低減に向けた環境整備の充実のために、庁内の関係部局による緊密な連携と情報の共有等を実施し、もって相互の協力のもとに本市としての有効な取り組みを検討し、総合的な自殺対策の推進を図るため、仙台市自殺総合対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を協議し、又は推進する。

- (1) 自殺総合対策において必要な関係部局間相互の調整に関すること
- (2) 自殺総合対策の方針の検討及び推進に関すること
- (3) 自殺総合対策における進捗状況の管理及び評価に関すること
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、議長及び委員をもって構成する。

2 議長は、健康福祉局障害福祉部障害者支援課長をもって充てる。ただし、課長の職にある者が不在のとき、その他健康福祉局長が必要と認めるときは、健康福祉局長が指名するものをもって充てる。

3 議長は、連絡会議の事務を総括し、連絡会議を代表する。

4 委員は、別表1に掲げる職にある者、その他議長が必要と認める者をもって充てる。
ただし、代理出席を妨げない。

(会議)

第4条 連絡会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 議長は、必要に応じて連絡会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(連絡会議部会の設置)

第5条 連絡会議は、第2条に規定する事項について検討し、連絡会議の効果的な運営を図るために、仙台市自殺総合対策庁内連絡会議部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害者支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月8日から実施する。

附 則（平成27年4月1日改正）

この改正は、平成27年4月1日から実施する。

附 則（平成29年8月23日改正）

この改正は、平成29年9月1日から実施する。

附 則（平成30年4月27日改正）

この改正は、平成30年5月1日から実施する。

別表 仙台市自殺総合対策庁内連絡会議構成員

市民局	男女共同参画課長
	消費生活センター所長
健康福祉局	社会課長
	保護自立支援課長
	被災者生活支援室長
	障害企画課長
	障害者支援課長
	地域包括ケア推進課長
	健康政策課長
子供未来局	精神保健福祉総合センター所長
	子供保健福祉課長
	児童相談所相談指導課長
経済局	いじめ対策推進室いじめ対策推進担当課長
	地域産業支援課長
	青葉区障害高齢課長
区保健福祉センター	健康福祉局・子供未来局・区役所保健福祉センターの連携推進に関する要綱に定める障害高齢課業務担当区の障害高齢課長
	健康福祉局・子供未来局・区役所保健福祉センターの連携推進に関する要綱に定める家庭健康課業務担当区の家庭健康課長
	宮城総合支所保健福祉課長
教育局	健康教育課長
	教育相談課長
	教育指導課長
市立病院	総合サポートセンター副センター長

仙台市
自殺対策計画

平成 31 年 3 月

編集・発行／仙台市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

電話番号 022-214-8165

FAX 022-223-3573

E-mail fuk005040@city.sendai.jp

